

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<議案説明>

開催日時 平成29年3月10日(金) 10:02~16:11

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

森山 賀文 委員長

岡 史朗 副委員長

亀田 忠彦 委員

松本 宗弘 委員

田中 惟允 委員

西川 均 委員

清水 勉 委員

阪口 保 委員

中野 雅史 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 一松 総務部長

長岡 危機管理監

村田 地域振興部長

山本 南部東部振興監

辻本 観光局長

土井 健康福祉部長

福西 こども・女性局長

林 医療政策部長

中 暮らし創造部長兼景観・環境局長

森田 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長

金剛 まちづくり推進局長

西川 水道局長

吉田 教育長

安田 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事 2月定例県議会提出議案について

<会議の経過>

○森山委員長 ただいまから、本日の会議を開きます。

中野委員はおくれるとの連絡を受けていますので、ご了承願います。

初めに、傍聴ですが、当委員会は本日より7日間開催されます。傍聴の申し出があった場合は、20名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

それでは、本日は付託議案の説明をお願いするわけですが、委員に申し上げます。質疑については、来週からの部局別審査及び総括審査でお願いします。

また、説明については、総務部長から順次、部局長にお入りいただき、説明をしていただきます。

それでは、総務部長から順に説明願います。

○一松総務部長 議案及び予算案の全体像と総務部に関する事項についてご説明します。

平成29年2月定例県議会提出議案で、予算審査特別委員会に付託された議案は、合計63件です。

それでは、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」をごらんいただければと存じます。

この資料では、平成29年度当初予算の概要等についてご説明した後、危機管理監が後ほど説明するものを除いて、総務部所管の主要事項の概要についてご説明します。

1ページ、一般会計・特別会計予算案の総括表です。一般会計については、平成29年度予算案4,778億4,900万円です。前年度予算と比べて172億6,800万円、3.5%の減となっています。特別会計については記載のとおりでして、主だったものをご説明しますと、公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計については、附属病院整備事業E病棟整備の減などにより、また、奈良県公債管理特別会計については、利子等の減によりそれぞれ減少しています。

一方、地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計が総合医療センター建替整備費貸付金等の増により増加します。

奈良県病院事業清算費特別会計については、平成28年3月に閉院した旧県立五條病院の清算手続がおおむね完了したことにより廃止したため、皆減となっています。

2ページ、歳入の款別内訳です。県税については、平成28年度予算と比べて25億円、2.1%の減となっています。法人事業税が増収となるものの、株式等譲渡割県民税や配当割県民税等が減収となっています。

地方消費税清算金ですが、全国的に輸入額の減少が見込まれていること等により、平成28年度予算に比べて29億1,000万円、6.9%の減になっています。

15の県債です。臨時財政対策債が増加するものの、平成28年度に完了した各種の整備事業等の財源に充当した通常債が減少することにより、平成28年度予算に比べて89億5,900万円、14.1%の減となっています。

3ページ、一般会計予算案歳出の款別内訳ですが、説明は省略します。

4ページ、主な歳入の説明です。

6ページまでが県税及び税制改正案の概要となっています。5ページ、税制改正案の概要として、1、個人住民税における配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、2、自動車取得税におけるエコカー減税の見直し、4、地方消費税の清算基準の見直し等に関する所要の改正を行うこととしています。

6ページから地方消費税清算金、地方譲与税、地方特例交付金、7ページ、地方交付税とあり、使用料、手数料です。使用料、手数料の改正案ですが、平城宮跡歴史公園の駐車場をはじめとして、新たに実施する事務について、その額を定めるものなど公正な受益者負担の観点から所要の改正を行うものです。

8ページは県債、9ページは一般財源について整理したものです。

10ページ、歳出予算の性質別内訳です。概要を申しますと、義務的経費については、人件費、公債費が減少したことにより、平成28年度より31億1,900万円の減となっています。投資的経費につきましては、さまざまな事業の進捗を踏まえまして、平成28年度より122億1,600万円の減となっています。一般施策経費については、社会保障関係経費が増加したものの、県税交付金などの減少があり、平成28年度より19億3,300万円の減となっています。

12ページは、予算規模の推移となっています。13ページ、組織の整備です。直面す

る多様な行政課題に的確に対応し、より機動的で効率的な組織体制とするため、課室の新設等を行うものです。

14ページは、職員定数です。児童生徒数の減に伴い、教員の定数については減員を行う一方、県民サービスの向上を図るため、警察官については増員することとしています。

15ページは、給与費の概要になります。

予算案等についての総括的な説明は以上になります。続いて、後ほど危機管理監が説明するものを除きまして、総務部所管の主要事項について、新規事業を中心にご説明させていただきます。

「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の137ページ、「くらしやすいまちづくり」の友好提携地方政府等との友好交流事業です。中国・陝西省、韓国・忠清南道及びスイス・ベルン州との、おのおのの友好提携協定に基づきまして、友好交流の取り組みを進めるとともに、新たな海外地方政府との友好交流に向けた取り組みを進めます。

138ページ、東アジア地方政府会合の開催です。来年度については、初の海外開催となる第8回の会合を中国・成都市で開催し、引き続き、日本、中国、韓国をはじめとする各地方政府が共通する課題を議論し、相互理解を深めます。

地域の国際化の推進では、市町村や民間団体が実施する先導的多文化共生・国際化活動に対して補助を行うなど、地域の国際化や国際交流を促進するための取り組みを進めます。

168ページ、効率的・効果的な基盤整備の9県有施設の整備・耐震化の推進、県庁舎設備耐震改修事業です。本庁舎、分庁舎の衛生設備の耐震化工事を実施します。

県庁舎厨房等整備事業では、県庁舎6階において食事提供を行うため、厨房等の備品を整備するものです。

174ページ、行政経営改革の推進で、奈良県地方創生推進事業を掲げています。奈良県地方創生総合戦略の進捗検討のための有識者会議を開催するとともに、新たに国の地域経済分析システム活用のための研修などを実施したいと思っています。

新たなパーソネルマネジメント実践事業では、新たなパーソネルマネジメントの構築に向けた取り組みとして、新規事業として、平成29年度新たに臨時・非常勤職員向けの研修を実施するとともに、テレワーク導入に向けた試行・検証を行います。

多様な人材確保の推進では、土木技術職員の不足が全国的に懸念されており、その人材確保は県・市町村共通の重要な課題となっていることから、平成28年度に引き続いて市町村との採用共同試験を実施します。

175 ページ、マイナンバー制度の運用及びセキュリティ対策では、マイナンバーの自治体間の情報連携が本年7月から開始されることに伴い、マイナンバー利用事務ネットワークの保守運用や自治体情報セキュリティークラウドの運営を行います。

行政評価の実施です。全庁的なマネジメントサイクルの実施を推進するため、引き続き県政課題の現状分析、政策・施策の評価を実施します。

176 ページ、2 財政マネジメントで、徴収強化に向けた取り組みです。自動車税事務所に専用窓口を設置し、自主納付の呼びかけを行うとともに、滞納者に対する給与等の差し押さえを強化します。また、民間事業者を活用して、遠隔地の滞納案件の効率的、効果的な整理を進めます。

次のふるさと奈良県応援寄付金推進事業で、本県の魅力を全国に発信し、県外の奈良県出身者などとのつながりを深めるとともに、寄付金の受け入れを促進します。税外未収金回収支援事業です。新規事業として、法的手続による債権回収に関するマニュアルを作成するなど、税外未収金について適正な債権管理と回収強化を図ります。

3 公共施設のファシリティマネジメント、県域ファシリティマネジメント推進事業です。県有資産を経営資源として有効活用するとともに、適正な管理を図るため、県内の基礎自治体が共同して公共施設を管理・運営する仕組みを検討します。

177 ページ、県庁舎系施設南部地域再配置整備事業で、県庁舎系施設南部地域再配置に伴い、旧五條高校跡地において、五條市との合同庁舎を整備します。平成29年度は造成設計、建築設計を実施します。

未利用資産売却促進事業ですが、県が直接処分を進めるには課題のある物件について、民間事業者のノウハウを活用することにより、売却を促進します。公の施設運営改善推進プロジェクトです。新規事業として、公の施設への指定管理者制度の導入を促進するためのセミナーを新たに開催します。

4 県民との対話・説明責任の確保・情報発信力の強化です。テレビによる県政広報ですが、県の主要施策、県政ニュースなどの情報をわかりやすく発信します。

スマホアプリによる奈良のニュース発信事業、デジタルサイネージによる県政ニュース発信強化事業です。それぞれの情報媒体を活用して、発信を強化します。

178 ページ、奈良県統計リテラシー向上事業では、奈良スタットイベントの開催や研修の実施、また市町村職員向けの相談窓口の設置などに取り組み、統計リテラシーの向上を図ります。平成29年度当初予算案の概要に関する説明は以上です。

続きまして、「平成28年度2月補正予算案（当初提出分）の概要」の1ページ、平成28年度奈良県一般会計補正予算案（第4号）です。歳入歳出それぞれ19億5,100万円余の増額です。政策課題別の内訳については記載のとおりです。

歳入予算については、特定財源として地方創生拠点整備交付金などの国庫支出金を12億2,200万円余、財産収入を8万2,000円、県債を4億7,100万円余それぞれ計上するとともに、残余の一般財源として地方交付税を2億5,700万円余計上しています。事業概要以下は、総務部に関するものについてご説明します。その他の項目については、担当部局長からご説明します。

歳出予算について、2ページから5ページのとおりで、総務部に関する事項はございません。6ページ、7ページは繰越明許費の補正です。新規と変更合わせますと合計12億7,700万円余を計上しています。

引き続きまして、「平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」で、1ページ目、平成28年度奈良県一般会計補正予算案（第5号）です。増額については、24億3,800万円余、減額については84億9,100万円余、合計60億5,200万円余になります。増額については、現計予算では不足が生じているもの等について増額させていただき、事業の年度内の執行を見通して減額するものは減額するなど必要な措置を講じたものです。財源の内訳については、1ページに記載のとおりです。その中で、一般財源については、県税収入の減などが見込まれることから、記載のとおり減額するものです。

3ページ以下の事業概要で、総務部に関するものについてご説明させていただきます。3ページ、増額補正です。ふるさと応援基金積立金については、寄附金の増により積立金を増額するものです。地方消費税清算金は、地方消費税の増収に伴い、他の都道府県への清算金を増額するものです。

4ページ、地域・経済活性化基金積立金です。県営プール跡地及び奈良警察署跡地の一部の売却収入を積み立てるものです。

続きまして、減額補正、退職手当です。退職者見込みの減により、知事部局に係るものについて1億4,000万円の減額を行うものです。

次に、県税交付金です。利子割県民税及び自動車取得税の増収に伴い、市町村への交付金をそれぞれ増額するとともに、地方消費税清算金、株式等譲渡所得割県民税及び配当割県民税の減収に伴いそれぞれ減額する結果、県税交付金全体としては、記載のとおり減額となるものです。

県税還付金について、法人事業税等に係る還付金 1 億円の減額、5 ページ、公債費については、県債借入利率の低下などによる利子の減により、15 億円の減額を行うものです。

6 ページから 9 ページは、繰越明許費補正です。新規と変更を合わせますと 133 億 1,000 万円余を計上していますが、総務部に関する事項はございません。

11 ページ、特別会計の補正予算のうち総務部所管のものについてご説明します。4、平成 28 年度奈良県公債管理特別会計補正予算案（第 2 号）ですが、これは先ほどご説明した一般会計の減額と関連するもので、10 億 100 万円減額します。

予算案に関する私からの説明は以上になります。続きまして、「平成 29 年 2 月県議会提出条例」をごらんいただければと思います。

条例については、平成 29 年度議案、平成 28 年度議案、合わせて 30 件です。うち総務部に関するものは 9 件で、一部改正が 8 件、制定が 1 件です。順次ご説明させていただきます。

1 ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。これは全体としては、新たに 6 の附属機関を設置するとともに、10 の附属機関を廃止するものです。

2 ページ、総務部におきましては、(1) の奈良県公の施設指定管理者選定審査会について、公の施設に係るこの指定管理者選定審査会を各所管課において設置することとしたため、廃止します。(2) については、奈良県西の京県有地活用整備事業者選定審査委員会ですが、当該事業に係る事業者選定が終了したため、廃止させていただくものです。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からとしています。

続きまして、13 ページ、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例です。これは公立大学法人奈良県立医科大学をはじめとして、地方公共団体または国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人が増加したことに伴い、法人に派遣された職員の懲戒処分に関して所要の改正を行うものです。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からとしております。

15 ページ、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例です。これは、理由にありますように厳しい財政状況等に鑑みまして、従前から行っております知事、副知事、常勤の委員、教育長及び一般職の職員の給与の額を減ずる特例措置の実施期間を 1 年間延長し、平成 30 年 3 月 31 日まで継続するため、所要の改正を行うものです。施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日からとしています。

17 ページ、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例

の一部を改正する条例です。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、働きながら育児及び介護がしやすい環境の整備を一層進める等のため、所要の改正を行うものです。主な改正内容についてご説明させていただきます。第1の1においては、(ア)に書いていますが、育児休業等を取得できる非常勤職員を勤務が1年以上の非常勤職員などと定めさせていただきます。

18ページ、2、育児に係る子の対象範囲について、これまで法律上の親子関係に限られていたものを、養子に準ずる子にまで拡大させていただきます。

24ページ、第2については、1、職員の申告による週休日及び勤務時間の割り振り、いわゆるフレックスタイム制度の導入に係る部分です。26ページの2、27ページの3、4、5などにおきまして、介護休暇の分割取得や介護時間制度の新設等、介護に関する休暇・休業制度の整備を行うこととしています。施行期日については、平成29年4月1日からとしています。

46ページ、奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例です。旧県立五條病院の清算手続がおおむね完了したことにより、奈良県病院事業清算費特別会計を廃止するため所要の改正を行うものです。施行期日は平成29年4月1日からになっています。

48ページ、奈良県監査委員条例の一部を改正する条例です。監査機能のさらなる充実及び強化を図るため、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち常勤とする者について、現行の1人から、知事がこれを指定するという形で2人にふやすことも含めてできるよう、弾力化のための所要の改正を行うものです。施行期日は、平成29年4月1日から施行するものとしています。

106ページ、奈良県税条例等の一部を改正する条例です。これは地方税法の改正に伴いまして所要の改正が必要となったものです。主な改正内容は次のとおりです。

第1、1自動車税関係です。これは自動車税のグリーン化特例について、基準の切りかえと重点化を行った上で、1年間延長するものです。

109ページ、第2、法人県民税関係、法人事業税関係と続いています。消費税10%段階の措置として、地方法人課税の偏税制の是正のため、法人県民税、法人税割の税率を引き下げ、あわせて地方法人特別税の廃止に伴い法人事業税の税率を引き上げるものです。

3自動車取得税関係、4自動車税関係ですが、消費税10%段階の措置として、自動車取得税を廃止し、自動車税における環境性能割を創設します。

118 ページ、第3、地方消費税について、消費税率10%への引き上げ時期について、平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更します。これらの改正の施行期日ですが、120 ページに記載のとおり、一部を除いて平成29年4月1日からとしています。

307 ページ、職員の自己啓発等休業に関する条例です。これは職員が自発的に自己啓発などに取り組めるよう、地方公務員法の規定に基づき職員の自己啓発等休業に対して必要な事項を定めるため、新たな条例を提案させていただくものです。具体的には、2 自己啓発等休業の承認ということで、一定の要件のもとで自己啓発等休業を承認することができる旨の規定を設けています。

309 ページの6 自己啓発等休業の承認の申請で、申請の際に明らかにしなければならない事項を、7 自己啓発等休業の期間の延長は、延長にかかわる手続を、8 自己啓発等休業の承認の取り消し事由について、それぞれ定めています。

310 ページ、9 報告等とあります。自己啓発等休業期間中に報告しなければならない事項を規定しています。311 ページ、10 では、職務復帰後における号給の調整に係る規定を、11 については、自己啓発等休業した期間を退職手当の算定の基礎となる在職期間から除算するなど、退職手当の取り扱いについて規定しています。施行期日については、平成29年4月1日からとしています。また、本条例の施行に関しまして、奈良県職員定数条例と総務部所管の関係条例について、所要の規定整備を行うものです。

334 ページ、職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例です。これは、国家公務員について、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別な事情が規定されたことにより、県においても同様の取り扱いとするため所要の改正をするものです。施行期日については、公布の日からとしています。

条例案に関する説明は、以上です。

続きまして、契約等その他予算外議案についてです。「条例その他予算外議案」の目次の2 ページ目、契約及び計画に係るその他の議案で、本委員会に付託されています平成29年度議案の議第42号及び議第43号の2件です。うち総務部に係る議第42号についてご説明します。

195 ページ、包括外部監査契約の締結については、地方自治法第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結したいので、その議決を求めるものです。契約の目的、始期、金額、相手方は記載のとおりです。

続きまして、「平成28年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の目次

で、契約等については、流域下水道事業に係る請負契約の締結など7件あります。うち総務部に関する事項はございません。報告案件については、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告の1件ですが、総務部に関する事項ではございません。

以上が総務部所管事項にかかわる付託議案などです。なお、お手元には「平成29年度当初予算案のすがた」など、関係資料をお配りしています。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○長岡危機管理監 危機管理監所管の提出議案についてご説明します。

まず、平成29年度当初予算について、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」をお願いします。73ページ、2救急・周産期医療体制の構築、(1)救急医療体制の充実ですが、奈良県救急医療管制システム(e-MATCH)事業です。救急搬送ルールを円滑に運用するため、e-MATCHシステムを全消防本部と県内の救急搬送病院に導入していますけれども、来年度も適切な運用に努めます。

120ページ、くらしの向上、1県土の防災力の向上、(1)自助・共助の推進です。県の防災体制強化のための計画策定・訓練の実施等です。県の防災体制強化のため、引き続き計画等の整備を行うとともに、訓練等を実施します。

事業内容にある、新規事業の奈良県地域防災計画見直し及び受援マニュアル作成事業については、熊本地震の課題などを踏まえて地域防災計画を見直すとともに、他府県等からの人的支援を円滑に受け入れるため、受援マニュアルの作成を行います。

新規事業の奈良県業務継続計画運営体制整備推進事業については、平成28年3月に策定した奈良県業務継続計画の内容を充実させるため、有識者のご意見を伺いながら、職員向けの物資備蓄や、第二災害対策本部の検討などを進めます。

新たな防災情報システムを活用した情報伝達訓練事業については、新たな防災情報システムが本年4月から本格稼働することから、県の防災担当職員を対象とした図上訓練、全市町村との定期的なシステム運用訓練を行います。

新規事業の国民保護共同訓練事業については、テロ行為などが発生した際に備えて、県と国民保護体制の強化と、国等関係機関との連携強化のための図上訓練を行います。

次に、市町村の防災体制強化のための支援については、記載の事業を引き続き実施して、市町村の防災体制の強化の支援を行います。

市町村住民避難対策支援事業については、河川の上下流の市町村間で整合のとれた避難勧告など発令基準を策定するための検討会を開催するとともに、市町村の住民避難対策を

検討します。また、避難勧告など発令基準に基づく情報発信などの訓練も行います。

市町村業務継続計画策定支援事業については、市町村業務継続計画の策定及び改定にかかわる相談体制を充実するなど、策定のフォローアップを実施するとともに、市町村向け研修会を行います。市町村防災情報伝達手段カルテ作成推進事業については、市町村の防災情報伝達の手段の整備状況を評価するとともに、希望される市町村にアドバイザーを派遣して、市町村の防災情報伝達手段の整備を支援するものです。

1 2 1 ページ、(2) 基盤整備の推進、陸上自衛隊駐屯地誘致推進事業については、駐屯地の県内誘致の早期実現に向け、引き続き、国への提案・要望活動を実施するほか、駐屯地誘致のための調査、誘致機運の醸成のための県民向けイベントの開催を行います。

奈良県広域防災拠点整備準備事業では、南海トラフ巨大地震などが発生した際、県内外から大量の人的・物的支援を受け入れるため、被災地を迅速に支援できる広域防災拠点の整備等につき、引き続き検討を進めたいと思います。

1 2 3 ページ、2 耐震化の推進、新規事業の奈良県耐震シェルター設置補助事業です。地震による住宅の倒壊等の被害から県民の命を守るため、耐震シェルターの設置費用を助成する市町村に対して県が助成を行います。

1 2 4 ページ、3 消防力の強化、広域消防通信システム補助事業です。消防広域化を行いました 3 7 市町村に対して消防救急防災無線及び消防指令センターの整備に係る費用のうち、市町村及び県広域消防組合の実負担額に対して県が 2 分の 1 の補助を行います。

消防力強化支援事業で、災害時における消防団による初期活動の充実を図るため、市町村が行う消防団車両等の整備に対し補助を行い、その計画的な整備を促進するとともに、消防団員の確保対策を進めます。

1 2 5 ページ、4 治安対策の強化、安全・安心まちづくり推進事業です。県と県警察が初めて協働して、本年度中に策定を予定している犯罪抑止と交通事故防止の中長期的な大綱である安全・安心の確保のための奈良県基本計画を着実に推進します。地域防犯力の向上・強化に向けて啓発、担い手養成などを行うほか、犯罪多発地域における地域住民による防犯カメラ設置に対して市町村を通じて補助をするなど、県民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

平成 2 9 年当初予算の説明は、以上です。

続きまして、平成 2 8 年度補正予算についてご説明をさせていただきます。「平成 2 8 年度 2 月補正予算案（追加提出分）の概要」の 4 ページ、減額補正の奈良県防災行政通信

ネットワーク再整備事業については、工事費の減により14億2,000万円の減額を行うものです。

補正予算に関する説明は、以上です。

続きまして、その他予算外議案についてご説明をさせていただきます。「条例その他予算外議案」の197ページ、安全・安心の確保のための奈良県計画の策定についてです。当該計画について、奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条の規定により、議決を求めるものです。内容については、別冊で入れておりますけれども、「安全・安心の確保のための奈良県計画」を、お願いします。

この計画は、奈良県で安全で安心して暮らせるまちづくり推進条例の目的を実現するための計画案で、奈良県の安全・安心の確保をするため、対策を全般的に捉えて基本理念、方針を示し、県と県警察とが役割を明確にして、一層の連携を図りながら治安基盤の計画的、継続的な整備を図ることを目的として、県と警察が初めて協働してつくらせていただくものです。この計画案については、昨年12月に総務警察委員会で概要を説明させていただき、その後、素案をまとめ、パブリックコメントを経て今議会に提出させていただいているものです。

1ページから3ページ、1の計画の策定に当たってで、県と警察とが協働して計画を策定するに至った趣旨や、これからの安全・安心の考え方、計画策定に当たっての基本コンセプト、計画の期間、PDCAサイクルの推進について記載をしています。

4ページから5ページ、5年後の目指す姿、基本目標で、本計画案が目指す5年後の姿を、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現としています。また、子ども、女性、高齢者などの全ての県民が犯罪やトラブル、交通事故などの被害に遭い、命を落とすという最悪の事態にならないようにと考え、①刑法犯認知件数の総数を減少させつつ、特に重要犯罪等の発生を犯罪発生率人口10万人当たり9件以下を目標として、限りなくゼロに近づける。②凶悪犯罪の検挙率100%を目指す。③交通事故による死傷者数の減少を目指しつつ、特に交通事故死者数を25人以下を目途として、限りなくゼロに近づけると、この3つを基本目標としています。

6ページ、Ⅲ7つの方向性と20の推進項目です。事件・事故というのは、故意と過失という違いはありますが、危険発生のメカニズムは同じようなものですので、行為者がいて、その行為が社会の防護策をくぐり抜けることにより発生すると考えていますので、そのために抑止のための仕組みは同じようなものだと考えられています。本計画では、

①安全・安心を脅かす事象の被害に遭いやすい社会的弱者を守るアプローチと、②こうした事象を引き起こす行為者あるいは事象が起りやすい場に着目した2つの観点から、7ページから8ページに記載していますけれども、子どもを守るから、県民を守るための安全・安心の基盤を強化まで、この7つの方向性と、それにかかわる20の推進項目を選定しまして、重層的に防護策を重ねることにより、事件・事故の未然防止を目指しています。今後は、客観的に安全を高めるための86の施策を展開しまして、延べ129のKPI指標に基づき進捗管理をすることとしています。

次に、7ページから8ページに計画案の体系図を示しています。左から7つの方向性、方向性ごとの推進項目、推進項目ごとの展開する施策、推進項目ごとのKPI指標を掲げています。また、11ページ以降、計画案の中身を方向性ごとに、方向性とその中で実施する推進項目について、1現状と課題、2課題を踏まえた基本方針、3施策の展開、4これまでの主な事業・取り組み、5関係者に期待される役割、6KPI指標、7関係する他計画等を記載しています。本計画には、検挙・取り締まりだけでなく、安全・安心を脅かす事象の未然防止や被害回復、再発防止といった事前事後の対策、人づくりや地域・環境づくり等のソフト、ハードの施策を盛り込ませています。さらに、県と警察だけでなく、地域住民の方々や市町村、事業者などのご協力をいただきながら、本計画に基づく各種施策を着実に実施し、社会全体で包括的、横断的な犯罪抑止と交通事故防止対策を推進することにより、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現を目指してまいりたいと思っています。

説明は、以上です。よろしくご審議のほどお願いします。

○村田地域振興部長 平成29年度一般会計特別会計予算案の概要、うち地域振興部所管の事業について、主要事業、新規事業を中心にご説明します。

「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の103ページ、くらしの向上〔学びの支援〕をご説明します。1地域の教育力の充実、教育政策推進事業では、総合教育会議の運営のほか、奈良県独自の取り組みとして奈良県教育サミットを開催するなど、教育の振興に関する総合的な施策を推進します。

次の就学前教育推進事業においては、就学前教育プログラム策定委員会の運営や、大学と連携した調査研究を行い、奈良県版就学前教育プログラムの策定などに取り組みます。

108ページ、3私学の振興、私立学校・私立幼稚園教育経常費補助金においては、私立学校等における教育の質の維持・向上を図るため、私立学校及び私立幼稚園の経常的な

経費に対して補助を行います。

私立学校耐震化緊急促進事業費補助金においては、県内私立学校の児童生徒の安全を確保するため県独自の補助を行い、校舎等の耐震補強、改築工事の推進を図ります。

109ページの私立高等学校等就学支援事業、私立高等学校授業料軽減補助金においては、私立高校生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、授業料等に対し支援を行うものです。

なお現在、県では直接、間接を含め、私立高校等に通学している生徒に対する支援は、個人、いわゆる学費負担者である親御さんに対する支援である授業料軽減補助金等と、先ほどご説明した学校法人に対する支援である教育経常費補助金の2本立てで実施をしているところです。去る12月議会において、高等学校等の無償化に関する請願が採択されたこともあり、私どもとしても、本県については重要課題に位置づけをしまして、それぞれの補助のあり方や県財政への影響などについて検討を重ねているところです。

新規事業の私立小学校・中学校等就学支援事業については、私立小学生、中学生等のいる世帯の教育費負担軽減のため、授業料に対し補助を行います。また、私立学校奨学のための給付金支給事業、及び学び直しへの支援事業（私立学校）においては、低所得者及び高等学校等中途退学者の就学を支援します。

110ページ、新規事業の私立幼稚園の業務支援システム導入促進事業では、私立幼稚園教諭の業務負担軽減のため、業務支援システムの導入に要する経費に対し補助を行います。

新規事業の私立幼稚園施設型給付費負担金・補助金においては、来年度子ども・子育て支援新制度へ移行します高田カトリック幼稚園を利用する園児の教育経費に対する負担金等になります。

次の認定こども園等への移行のための支援においては、私立幼稚園の認定こども園等への移行の準備に要する経費に対し補助をするとともに、新たに必要な施設整備に要する経費についても補助を行います。

続きまして、4県立大学の充実、公立大学法人奈良県立大学運営費交付金、及び公立大学法人奈良県立大学中期目標関連費補助金においては、公立大学法人奈良県立大学に対し、業務運営に必要な財源など所要の額を交付します。

続いて、111ページ、くらしの向上〔文化の振興〕についてご説明します。1歴史文化資源の活用のうち、(1)文化資源のデータベース化、整備・活用の支援、文化資源整

備活用事業においては、県指定文化財の保存修理に対する補助をはじめ、国、県、市町村指定及び未指定の文化財の活用等や市町村における史跡等の積極的な整備・活用に対し補助を実施します。

112 ページ、(2) 情報発信強化・国際展開、聖徳太子プロジェクト推進事業においては、平成33年の聖徳太子没後1400年に向けてプロジェクトを推進します。

奈良の仏像海外展示準備事業においては、県内の仏像を世界の著名な美術館で展示する展覧会の開催を準備します。

続きまして、113 ページ、(3) 地域への展開・人材育成等です。(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業においては、歴史文化資源活用の先駆的拠点である、(仮称)奈良県国際芸術家村の整備を推進するため、当該構想等に対する重要事項について調査・審議する検討委員会の運営を行うほか、建築基本実施設計及び造成工事の適正な契約工期を確保するため6億3,600万円余の平成30年度債務負担行為をお願いするものです。なお、平成29年度分については国の経済対策に係る補正予算、これは地方創生拠点整備交付金を活用するため、2月補正予算案で上程をしておりますので、後ほど改めてご説明します。

続きまして、新規事業のアーティスト・イン・レジデンス調査検討事業においては、(仮称)奈良県国際芸術家村において芸術家を招聘し、その創作活動を支援する事業の実施に向けた調査・検討を行います。

114 ページの2文化芸術イベントの開催、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催においては、全国で初めて一体開催をすることとしまして、東大寺大仏殿前でのオープニングをはじめ、障害のある人とない人がともに参加する障害者交流事業や、県内全39市町村で展開する分野別フェスティバル等を実施します。

奈良県大芸術祭の開催においては、県内における文化芸術活動のさらなる発展につなげるとともに、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭とあわせて開催します。

ムジークフェストなら2017開催事業は、奈良公園春日野園地における大規模野外コンサートや、市町村との連携コンサートを行うとともに、学校等へのアウトリーチを実施します。

133 ページ、くらしの向上〔エネルギー政策の推進〕についてご説明します。1 エネルギー政策の推進、エネルギービジョン推進事業については、県内の中小企業者等の省エネルギー対策への経費の一部補助や、次世代エネルギーの普及啓発として、県内の主な再生可能エネルギー導入施設を活用した見学会や学習会などの啓発活動等を引き続き実施し

ます。

事業所再生可能エネルギー等熱利用促進事業においては、太陽熱利用システムと停電時自立運転機能つきコージェネレーションシステムを対象とし、熱の効率的利用を促進します。

スマートハウス普及促進事業においては、家庭における創エネ・蓄エネ設備の普及を促進するため、太陽光パネルとあわせて設置される蓄電池や燃料電池等、あるいは太陽熱利用システムを設置する県民に対して、その経費の一部補助を引き続き実施します。

再生可能エネルギー活用調査支援事業においては、市町村等が実施する地域振興等を目的とする再生可能エネルギー導入可能性調査に対し、経費の一部を補助します。

新規事業のEV・LPガス発電を活用した避難所への電力供給事業においては、地域の公民館等の小規模な避難所等において、災害時に必要な電力の自給対策としまして、電気自動車充給電設備またはLPガス発電設備、非常用照明機器の導入経費の一部補助を実施します。

新規事業のEV充電インフラ整備促進事業においては、電気自動車の利用拡大を図るため、主要道路沿いで30キロメートル以上の距離の間で急速充電器のない、いわゆる空白地域にある道の駅への急速充電器設置に対して、その設計費に対し一部補助を実施します。

139ページ、くらしの向上 [くらしやすいまちづくり]、3水循環ビジョンの推進の
県域水道ファシリティマネジメント推進事業においては、県営水道エリアにおいて、県営水道と市町村上水道の垂直統合について、現在、アセットマネジメント手法による広域化の効果検証を行っています。平成29年度もこの取り組みを引き続き行います。

新規事業の簡易水道経営改善支援事業として、モデルになる村において施設更新計画等のシミュレーションを行い、課題解決策を提示することとしています。

169ページ、1協働の推進、大学との連携事業においては、早稲田大学及び近畿大学の知的資源を活用し、県政のさまざまな課題の対応策を検討・実施するとともに、京都大学と県内高等学校との交流を推進します。

続いて、171ページ、[市町村への支援]、1奈良モデルの推進、「奈良モデル」推進事業においては、奈良県・市町村長サミットを開催して、県と市町村の連携・協働に向けた具体的な検討を行うとともに、県民に奈良モデルの取り組みについて情報提供を行うため、ジャーナルを発行します。また、奈良モデルの推進に当たりましては、新たな広域連携の検討や調査・計画の策定段階における県の支援が効果を上げてきたことから、今回、

支援スキームを見直し、「奈良モデル」推進補助金では、検討段階における支援に重点化をして、「奈良モデル」推進貸付事業や、その他の個別支援スキームとあわせて、成果の確立まで一貫した支援を行いたいと考えています。

市町村税収確保強化事業においては、県とモデル市町村が協力して市町村税納税促進コールセンターを設置し、引き続き市町村税の納税促進を図ります。

173ページ、2行政経営向上への取組支援です。市町村振興資金貸付事業については市町村の個別事業への支援を引き続き行ってまいります。

当初予算をお願いをしている案件は以上ですけれども、続きまして、平成28年度2月補正予算案のうち、当初提出分についてご説明します。「平成28年度2月補正予算案（当初提出分）の概要」、2ページをお願いします。I地方創生拠点整備交付金の活用のうち、1（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業については、新年度予算とあわせて国の経済対策に係る補正予算を最大限活用して、文化の振興に係る政策を展開するものです。

（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業については、歴史文化資源活用の先駆的拠点である（仮称）奈良県国際芸術家村の整備を推進するため、埋蔵文化財発掘調査、建築基本・実施設計、造成工事、運営体制の検討などを行うものです。

文化資源データベース構築事業においては、県内の歴史文化資源のデータベース及びホームページを運用し、情報発信します。

文化資源情報発信強化事業から、3ページの、全国高校生歴史フォーラム開催事業までの記紀・万葉プロジェクトの関連事業においては、国民文化祭、障害者芸術・文化祭との連携や、（仮称）奈良県国際芸術家村での活動を見据え、引き続き、本物の古代と出会い、本物を楽しめる奈良の実現に向けて取り組みを行ってまいります。

6ページは、繰越明許費補正のうち、新規です。今ほどご説明した文化資源データベース構築事業から全国高校生歴史フォーラム開催事業までの事業については、国補正予算に対応するため、2月補正予算に計上しまして、全額繰り越しをさせていただきたいと存じます。

7ページ、繰越明許補正のうち、変更です。（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業については、国補正予算に対応するため、今回補正予算案を上程した5億9,200万円余の繰り越し措置を追加しまして、補正後6億4,782万7,000円に変更お願いするものです。

続きまして、補正予算のうち追加提出分についてご説明を申し上げたいと存じます。

「平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」、4ページに減額補正についてがありますけれども、参議院議員選挙執行費については、平成28年7月に行われた参議院議員選挙において、立候補者が見込みより減となったこと等により、2,900万円を減額させていただくものです。

続きまして、6ページ、繰越明許費補正のうち新規です。水道施設等耐震化等事業については、事業主体である橿原市の配水池新設事業の工事のおくれ等により、4,534万2,000円の繰り越し措置をお願いするものです。

県域水道ファシリティマネジメント推進事業については、市町村水道の県営分析に係る検討に不測の日時を要したことにより、540万4,000円の繰り越し措置をお願いするものです。

文化会館・美術館周辺県有施設除却事業については、文化財発掘調査に不測の日時を要したことにより、5,430万円の繰り越しをお願いするものです。

文化資源整備活用事業については、事業主体であります、田原本町、明日香村の史跡等整備活用事業の工事のおくれによりまして、2,059万円の繰り越しをお願いするものです。

7ページ、県立大学整備事業については、県立大学の施設整備基本計画の策定を進めているところですが、工法の検討等に不測の日時を要したことにより、今年度実施予定でありました地質調査に必要な960万円の繰り越し措置をお願いするものです。

8ページ、繰越明許費補正のうち、変更です。（仮称）奈良県国際芸術家村整備事業については、先ほど来申し上げているとおり、国の補正予算に対応するためのもので、補正後11億8,582万5,000円に変更をお願いするものです。

追加計上の予定予算については以上です。続きまして、地域振興部所管の条例についてご説明します。「平成29年2月県議会提出条例」の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例のうち、関係部分についてご説明します。

要旨に、2、附属機関の廃止で、具体的には2ページの（3）奈良県ががんばる市町村応援表彰選考委員会については、若手職員の政策形成支援への取り組みを加重することに伴い、廃止をするものです。

（4）奈良県産学官連携共同研究開発費補助金審査委員会については、奈良県産学官連携共同研究開発費補助金審査会で審査される補助金について、平成27年度は実績がなく、現時点で今後の見込みもないということで廃止するものです。

(5) 奈良県再生可能エネルギー等導入推進事業評価委員会については、平成26年度から3カ年の事業として実施をしてまいりました再生可能エネルギー等導入推進事業、いわゆるグリーンニューディール基金事業ですが、こちらが本年度、平成28年度をもって終了し、事業内容について審議する必要がなくなるため廃止するものです。

(6) 記紀・万葉県民活動支援補助金審査委員会については、歴史文化資源活用の支援体系の再構築により、当該補助金と文化資源活用補助金の一本化をさせていただくということです。これに伴い廃止をするものです。

241ページ、奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例です。この改正は、教育委員会が行う特別支援学校等への就学支援のため必要な経費の支弁に関する事務について、住民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、住民基本台帳ネットワークシステムから個人番号を含む本人確認情報の提供を受けられるよう、条例の改正を行うものです。条例改正については以上です。

続きまして、地域振興部所管の契約等についてご説明します。「平成28年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」27ページ、議第126号、（仮称）奈良県国際芸術家村建設用地の取得についてです。当該建設用地であります天理市杣之内町元山口方435番1ほか39筆の土地、2万9,437.6平方メートル及び立木一切を取得するもので、取得金額は5億2,704万7,294円、取得の相手方は記載のとおりで、天理教代表役員、中田善亮、続いて辻靖之、それから天理市杣之内町元山口方財産区管理者、天理市長、並河健の三者です。

以上で地域振興部関連の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○山本南部東部振興監 所管の主要事業についてご説明します。「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」141ページ、南部地域・東部地域の振興です。1訪れてみたくなる地域づくりで、(2)知ってもらおうの、奥大和プロモーション事業では、大手旅行雑誌や動画の制作と配信、首都圏での映画の上映などにより、奥大和の魅力の発信を行います。

奥大和の食によるプロモーション事業では、マルシェ株式会社や奈良健康ランドと連携して、店舗での販売メニューに奥大和の食材・特産品を活用していただくほか、キッチンカーによる奥大和の食のプロモーションを展開します。

大手百貨店連携プロモーション事業では、阪神百貨店梅田本店で行われております手技

工芸展に参加しまして、奥大和地域の工芸品のプロモーションと移住情報の発信を行います。

142ページ、(3)訪れてもらう、体験してもらうの、奥大和の特色を活かしたイベント開催事業では、奥大和地域の特色を生かした記載のイベントを開催して、地域を訪れてもらう機会を創出します。「弘法大師の道」魅力発掘事業では、トレイルランニングイベントを5月20日、21日に開催する予定としています。

奥大和の特色を活かしたイベント支援事業では、奥大和地域で住民が参画して開催される地域の自然環境などを活用した体験型のイベントを支援します。

近鉄と連携した奥大和の魅力発信事業では、近鉄と連携して奥大和地域の魅力を発信する旅行商品を造成しまして、PRします。

143ページ、新規事業のひのまるキッズ誘致事業では、五條市と協力しまして、上野公園総合体育館に「スポーツひのまるキッズ近畿小学生柔道大会～道場わっしょい～」を誘致します。

144ページ、2、住み続けられる地域づくりの(1)働きやすくする、新規事業の雇用創造促進事業では、奥大和地域への移住・定住を促進するため、魅力ある仕事づくりを推進します。具体的には、(仮称)奥大和仕事づくり推進隊による先駆的プロジェクトの推進や、奥大和アカデミーの開催による企業人材の育成、奥大和の商品の海外販売向けのデザインを制作し、新たな販路の開拓を支援します。

150ページ、(4)移り住んでもらうの、奥大和移住・定住促進事業では、移住情報の発信やイベント開催によるプロモーションのほか、地域受入協議会が行う移住・定住などの取り組みへの支援、奥大和移住・定住交流センターへの移住相談員の配置、県と奥大和地域19市町村で構成します奥大和移住・定住連携協議会において、移住情報の発信や、各市町村の相談窓口の充実に向けた取り組み、移住体験プログラムなどを実施します。

151ページ、紀伊半島移住プロモーション事業では、三重県、和歌山県と協働して、首都圏で移住フェアを開催します。

ふるさと創生協力隊等設置・支援事業では、協力隊員が抱える課題解決に向けた意見交換や新たな人脈づくりのための交流会を開催するほか、3年の任期終了後も地域に住み続けられるよう、起業・事業化に向けたセミナーや公認会計士などによる個別相談を実施します。

169ページ、協働の推進及び市町村への支援の1、協働の推進です。うだ・アニマル

パークでの事業ですが、新規事業の動物愛護ボランティア等との協働による動物譲渡推進事業では、犬、猫の殺処分頭数の削減に向けまして、安定的な譲渡を推進するため、動物愛護団体などを介した譲渡の推進、技術指導員による実地指導の実施、ボランティアによる離乳期の幼猫の育成に係る体制を構築します。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○辻本観光局長 「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」から説明します。38ページ、1誘客のためのプロモーションの、奈良県観光キャンペーン事業です。今年度までは春日大社の式年造替を核としたキャンペーンを行ってまいりました。来年度からは平成30年秋に予定されている興福寺中金堂落慶を核としたプロモーションを実施します。また、南部・東部地域への誘客に向けて、金峯山寺におきまして吉野歌舞伎の開催を予定しています。

39ページで、新規事業の外国人観光客県内周遊・滞在促進事業では、外国人観光客の県内滞在を促進するため、周遊マップの多言語化など、市町村等における先駆的で意欲的な取り組みを支援するものです。

新規事業のフィルムを活用した海外魅力発信事業については、映画を通じて奈良の魅力を海外に発信するため、昨年秋に開催されたなら国際映画祭で最高賞を受賞した、国際的に評価の高い監督の手による、奈良を舞台とした映画の制作活動を支援するものです。

新規事業のユネスコ・ジャパンウィーク出展事業です。本年9月にパリのユネスコ本部において開催される「Creative Travel to Japan 2017」に出展し、奈良の奥深い魅力をフランスをはじめ世界に発信するものです。

路線バスを活用した冬期誘客促進事業で、これまで南部・東部地域で実施してきた路線バスのキャッシュバックキャンペーンについて、大和高原北部地域にも対象路線を拡大し、冬期の宿泊観光客の誘客につなげるものです。来年度からは観光局が所管します。

42ページ、オ地域連携型イベントの、宿泊観光客の増加に向けた冬期イベント展開事業です。冬期オフシーズンにおける宿泊観光客の増加を図るため、平成27年度より始めた奈良大立山まつりを、来年度も引き続き、平城宮跡において開催するものです。

43ページ、2オフ期イベントの活性化の新規事業、県内版destinationキャンペーン事業で、県内各地の観光地をさらに知ってもらい、訪れてもらうため、地元地域、市町村及び交通事業者と連携した冬期の誘客キャンペーンを実施します。1回目となる来年度は、洞川温泉を中心とした天川村にスポットを当てたキャンペーンを実施します。

44 ページ、3 ホスピタリティの向上、(1) おもてなし環境の整備の、ならWi-Fi スポット設置促進プロジェクト事業です。外国人観光客にニーズの高いフリーWi-Fi の整備に対して支援を行うものです。特に宿泊施設における整備を進めるため、国庫と合わせて10分の10の補助を行うとともに、橿原市今井町あるいは吉野山において、市町村と連携して面的な整備を進めます。

46 ページ、4 宿泊施設キャパシティの向上、奈良県外国人観光客交流館運営事業で、奈良県外国人観光客交流館、猿沢インにおいて、外国人観光客への観光情報の提供あるいは宿泊部門の運営等を行っていますが、新たに外国人専用の福祉避難所として指定を受け、有事の際に避難所として活用してまいります。

48 ページ、5 案内力・説明力の向上、新規事業の奈良の魅力再発見事業（奈良女子大学生提案事業）については、奈良女子大学生と協働して、視覚・触覚・嗅覚等の五感を活用した観光を楽しめるスポットなどを紹介する観光マップを作成するものです。

続きまして、「平成28年度2月補正予算案（当初提出分）の概要」についてご説明します。4 ページ、巡る奈良推進事業では、滞在周遊型観光の拡大のため、県内市町村等と体験型の旅行商品の造成等について検討するほか、社寺の秘宝・秘仏の特別開帳、祈りの回廊を引き続き実施します。本事業については、地方創生拠点整備交付金を活用して行うこととしています。全額を繰り越しするというので、7 ページの繰越明許費補正、新規で、巡る奈良推進事業に2,000万円の繰り越し措置をお願いしています。

次に、「平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」について説明をさせていただきます。6 ページ、繰越明許費補正の新規です。奈良盆地周遊型ウォークルート造成事業については、市町村との協定に基づき案内サインの整備を行っていますが、サインの設置場所について、地元調整に不測の日時を要したことにより、3,140万1,000円の繰り越し措置をお願いするものです。

最後に、提出条例について説明します。「平成29年2月県議会提出条例」、1 ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例で、2、附属機関の廃止のうち、2 ページの(7) 奈良県持続的観光力パワーアップ補助金選定審査会です。これについては、当該事業の終了に伴い、補助金の対象となる事業を選定するための審査会を廃止するため、所要の改正をするものです。

50 ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例で、(1) のア旅行業約款認可手数料等の新設です。旅行業法の制度運用の変更に伴い、官公庁が定める標準旅行業約款

に独自の変更を盛り込むことが可能となりました。この個別約款の認可に係る審査手数料を新設するものです。

以上で観光局所管の議案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○土井健康福祉部長 健康福祉部が所管いたします提出議案についてご説明します。

「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」、68ページ、くらしの向上〔健康づくりの推進〕で、1健康寿命日本一を達成するための健康的な生活習慣の普及の、健康ステーション設置促進事業で。これは引き続き橿原市と王寺町の奈良県健康ステーションを運営するとともに、市町村営の健康ステーションの設置、運営経費に対し補助を行うものです。

食育推進事業については、第3期奈良県食育推進計画を策定するとともに、地域に根差した食育の取り組みとして、市町村、地域のボランティア団体等と連携して、年間を通じた食育イベント等を実施するものです。

69ページ、2特定健診受診や介護予防の推進です。「スマホ」を活用した生活支援サービス提供事業については、山間部の高齢者等を対象に、スマートフォンを活用して生活支援サービスを提供するため、県が開発したアプリを掲載したスマートフォン等を市町村に貸し出し、その導入を促進するものです。

70ページ、3疾病の早期発見、医療体制の充実等による早世の減少、がん検診推進事業です。がん検診受診率50%の目標達成に向けて、受診対象者への個別受診勧奨に対する補助を行い、市町村における取り組みを推進するものです。

71ページ、くらしの向上〔地域医療・介護・福祉の取組の推進〕です。

83ページ、9介護保険制度の円滑な運営及び地域包括ケアシステムの構築で、(1)介護人材の確保及び介護保険制度の着実な運営の、特別養護老人ホームの整備については、平成28年度に整備を決定した5つの施設、250床の整備に対して補助を行うものです。

地域医療介護総合確保基金積立金については、介護施設等の整備や介護従事者の確保に関する事業の財源とするため、基金の積み増しを行うものです。この基金を活用した地域密着型サービス施設等整備促進事業については、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じて小規模多機能型居宅介護事業所などの整備を促進するものです。

84ページ、新規事業の第7期介護保険事業支援計画策定事業については、市町村の介護ニーズの適正な把握と介護給付の適正化を促進するため、介護費の地域差等を分析して、市町村の計画策定を支援するとともに、平成30年度からの県の支援計画を策定するもの

です。

介護給付等事務処理体制強化事業については、窓口業務などの定型的なものを民間委託し、事務の効率化を進めることにより、事業所等への指導体制を強化するなど、介護給付適正化対策の充実を図るものです。

85 ページ、市町村生活支援・介護予防体制構築支援事業については、生活支援と介護予防サービスの充実・強化に向け、市町村の取り組みを支援するとともに、新たに多職種連携による高齢者の自立支援を推進するものです。

認知症介護人材養成・支援体制強化事業については、認知症介護実践者研修等の講師を計画的に養成することにより、認知症ケアに携わる人材養成を推進するとともに、認知症の早期診断、早期対応に向けて、市町村の取り組みを支援するものです。

86 ページ、若年性認知症サポートセンター運営事業については、新たにコーディネーターを配置し、若年性認知症に係る普及啓発等を通じて、若年性認知症のご本人等への支援の充実を図るものです。

次に、(3) 生きがいつくりの推進のならシニア元気フェスタ開催事業については、高齢者の励みや発表の場となるスポーツ文化交流大会を開催するもので、来年度は参加者が楽しんでいただけるようにぎわいイベント等をふやすなど、充実を図るものです。

87 ページ、10 障害者の雇用促進、社会参加の促進等で、(1) 個別の障害に応じた相談システムの充実、障害児地域療育体制整備事業については、障害児が身近な地域で必要な療育支援を受けることができるよう、相談機関の充実を図るとともに、地域療育連携サポーターを配置して、療育支援ネットワークを構築・運営する市町村等を支援するものです。

次に、(2) 福祉、ア障害福祉サービス等の充実の88 ページ、市町村地域生活支援事業については、障害者のニーズに応じた各種の生活支援事業を実施する市町村に対して補助を行うものです。来年度新たに移動支援事業のうち、恒常的に通院を必要とする方への通院支援を対象とするものです。

障害者福祉施設整備補助事業については、障害者の就労支援や生活介護の場を整備するため、4つの施設の創設及び1つの施設の大規模修繕に対して補助を行うものです。

イ住まいの確保の、障害者グループホーム等整備補助事業については、障害のある人の住まいの場を確保するため、1つの施設の創設及び3つの施設の大規模修繕、8つの施設のスプリンクラー等の整備に対して補助を行うものです。

89 ページ、(3) 保健・医療のア保健・医療の充実の、重症心身障害児・者レスパイトケア体制整備事業については、在宅の重症心身障害児・者の受け入れを検討する事業所や介護者を対象とした相談会等を実施して、体制整備を推進するものです。

90 ページ、(4) 雇用のア一般就労への支援の特例子会社設立等支援事業については、特例子会社の設立や障害者雇用に熱心に取り組む事業所を支援するものです。来年度は、新たに特例子会社設立に必要な施設整備等に対しても補助を行うものです。

91 ページ、イ福祉的就労への支援のはたらく障害者応援プレミアム商品券発行事業です。授産商品等の購入を対象としたプレミアム商品券を発行するとともに、販売会の開催を通じて商品の認知度を高め、販路拡大につなげることにより、障害のある人の工賃の向上を図るものです。

92 ページ、(5) 社会参加、イ県民理解の促進の、(仮称) 奈良県手話言語条例推進事業については、現在、県議会において検討が進められている同条例の推進を図るため、パンフレット等の配布や啓発イベントによる普及啓発とともに、手話ハンドブックの作成等、手話を使いやすい環境整備に取り組むものです。

まほろば「あいサポート運動」推進事業については、障害に対する理解を深め、必要な配慮等を実践するあいサポーターを引き続き養成するとともに、障害のある人が配慮を必要としていることを示すヘルプマークを通じて、障害のある人が支援を求めやすい環境づくりを進めるものです。

11 地域福祉の推進、福祉・介護人材確保協働連携事業については、若者の福祉・介護職への参入を図るため、高校生をターゲットに福祉・介護の仕事の魅力を発信する啓発紙を作成するとともに、県人材確保協議会にワーキンググループを設置し、効果的な広報等の検討、実施を行うものです。

93 ページ、福祉・介護事業所認証制度運営事業については、昨年12月に運用を開始した事業所認証制度の認証取得を目指す事業所に対する支援を行うとともに、認証マークの制定や大学生等に向けたPRを実施して、認証制度の取り組みを推進するものです。

生活困窮者自立支援対策事業については、県内福祉事務所管内において、生活困窮者に対する就労、その他自立に向けた相談支援等を行うとともに、新たに認定就労訓練事業所の開拓や支援、県内における任意事業の広域実施に向けた検討を行うものです。

生活困窮世帯の子どもの「心と学び」サポート事業については、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもへの生活・学習支援を実施するものです。新たに不登校などの問題を抱え

ている子どもへの学習・生活支援を行うものです。

94ページ、12医療保険制度の円滑な運用で、新規事業の国民健康保険県単位化推進事業については、平成30年度からの市町村国保の県単位化に向けた奈良県国民健康保険運営協議会の開催や、医療費適正化対策等に活用するため、医療費分析あるいは平成30年度からの第3期奈良県医療費適正化計画の策定を行うものです。

以上が平成29年度当初予算の主要事業の概要です。

続きまして、平成28年度2月補正予算、当初提案分について、「平成28年度2月補正予算案（当初提出分）の概要」を用いてご説明します。

5ページ、Ⅲ福祉の充実です。介護人材再就職準備金貸付原資造成補助金については、離職した介護人材に対する就職準備金の貸付金上限額の拡大など、潜在介護人材の再就職支援を実施するため、県社会福祉協議会に対して基金積み増し原資の補助を行うものです。

以上が2月補正予算、当初提案分の概要です。

続きまして、同じく2月補正予算、追加提案分について、「平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」に基づいてご説明します。

3ページ、増額補正で、7件ございます。熊本地震災害救助費負担金については、熊本地震において災害救助法による熊本県からの応援要請に基づき、県内市町が救助活動を行った際に要した経費について、熊本県から一括して受け入れ、負担金として市町に交付するものです。

国民健康保険財政安定化基金積立金については、国民健康保険法の改正により、平成30年度から国民健康保険の財政運営を都道府県単位で行うことに伴い、保険料の収納リスク等に対応するため基金の積み増しを行うものです。

障害者自立支援給付事業については、障害者総合支援法に基づく居宅介護や生活介護等を利用する障害のある人の増加に伴い、所要額を計上するものです。

障害児通所給付事業については、児童福祉法に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用する児童の増加に伴い、所要額を計上するものです。

障害者医療給付事業については、障害者総合支援法に基づく身体障害者手帳所持者が、障害程度の軽減や改善を行う医療費の増加に伴い、所要額を計上するものです。

国民健康保険高額医療費共同事業財政助成事業については、レセプト1件80万円を超える高額医療費の増加に伴い、所要額を計上するものです。

後期高齢者医療給付事業については、被保険者の増加等による医療給付費の増加に伴い、

所要額を計上するものです。

続きまして、4ページ、減額補正です。国民健康保険財政調整交付金については、国民健康保険調整交付金条例の規定に基づき、本年度に確定した基準財政需要額により交付するため、所要の減額を行うものです。

6ページ、繰越明許費補正の新規です。障害者グループホーム等整備事業については、施設の創設に対して補助を行うものですが、1つの施設において、事業主体のおくれにより繰り越しを行うものです。

県立障害福祉施設建替整備事業については、登美学園、筒井寮の建てかえ整備を行うものですが、開発の前提となる敷地の境界確定等に不測の日時を要したことから、繰り越しを行うものです。

老人福祉施設整備事業については、特別養護老人ホームの整備に対し補助するものですが、4つの施設において事業主体のおくれにより繰り越しを行うものです。

以上が2月補正予算、追加提案分の概要です。

続きまして、条例案です。「平成29年2月県議会提出条例」についてご説明します。

1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。健康福祉部が所管するものは2件ありまして、要旨の欄の(1)奈良県社会福祉総合センター指定管理者選定審査会です。平成30年度において奈良県社会福祉総合センターの指定管理者を更新するに当たり選定審査を行うため、審査会を設置しようとするものです。

(2)奈良県国民健康保険運営協議会です。平成30年度からの市町村国民健康保険事業の県単位化に伴い、国民健康保険事業の運営方針に関する重要事項について検討を行うため、新たに協議会を設置しようとするものです。

244ページ、奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例です。児童福祉法の改正に伴い、指定放課後等デイサービス事業所に経験者を配置するなど、人員に関する基準の変更等を行うため所要の改正をしようとするものです。

252ページ、奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例です。障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、県が指定する就労継続支援A型の事業の運営に関して、利用者に支払う賃金及び工賃の支払い等を規定するため、基準の見直しを行うものです。そのため所要の改正をしようとするものです。

257ページ、奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。これも、ただいまご説明した条例と同様に、就労継続支援A型の事業の運営に関する基準を見直すため所要の改正をしようとするものです。なお、先ほどの条例は、指定事業所を対象とする一方で、この条例は県の指定を受けずに行う事業所等に適用されるものです。

以上が健康福祉部所管の2月定例県議会提出議案の概要です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○福西こども・女性局長 こども・女性局に係る順次説明させていただきます。

「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」、96ページ、くらしの向上〔少子化対策・女性の活躍促進〕のうち、1少子化対策の推進です。結婚応援推進事業については、地域全体で若者が結婚の希望をかなえられる環境を整備するため、企業、団体等が実施する結婚応援の取り組みに対して補助するものです。

安心子育て推進事業については、子育て負担の軽減のため結婚・妊娠・出産・子育てに関するファイナンシャルセミナーの開催や、地域の多様な人材活用による子育て支援策の検討、子育ての不安感や負担感が大きい0歳児を持つ母親、父親を対象とした0歳児向け広場を普及するものです。

父親の育児参画推進事業については、子育て中の母親の不安・負担を軽減するため、女性の育児と仕事の両立に係る情報提供等を行う推進員の養成や父親の育児参画を促すためのイベント及び意識啓発セミナーを開催するものです。

2子どもの健やかな育ちへの支援、(1)子育て支援です。97ページ、保育所・認定こども園施設整備費補助事業については、安心こども基金や国庫補助を活用し、保育所や幼保連携型認定こども園の施設整備等に要する経費を市町村に対して補助するものです。

98ページ、医療的ケア児保育支援モデル事業については、医療的ケアを必要とする児童を保育所等で受け入れるため体制を整備する市町村に対して補助するものです。

保育所等の事故防止取組強化事業については、保育所等における重大事故の発生防止を目的とした研修を県が実施するとともに、重大事故の発生防止のための巡回指導員を配置する市町村に対して補助を行うものです。

企業主導型保育利用者負担軽減補助事業については、新たに創設された企業主導型保育事業において保育の受け皿を拡大し、女性の就労を促進するため利用者負担の軽減に取り組む事業主に対して補助を行うものです。

99ページ、子ども食堂開設・運営支援事業については、子ども食堂を始める団体に運営の安定化を図るために必要な経費を補助し、県内での取り組みの拡大を図るものです。

母子生活支援施設整備補助事業については、老朽化が著しく耐震化の必要な母子生活支援施設の建てかえ整備に必要な経費を補助するものです。

100ページ、(2) 児童虐待対策の充実です。児童虐待防止事業については、複雑・深刻化する需要拡大に対応するため、通報・未然防止に関する啓発や市町村が行う事業等への支援など、児童虐待の防止に向けた各種の取り組みを実施するものです。

101ページ、子ども家庭福祉人材専門性強化事業については、児童福祉司に必要な研修等の受講及び義務研修を開催し、県及び市町村職員の専門性の向上を図るものです。

3女性の活躍促進で、企業等連携による女性の活躍推進事業については、女性が活躍できる環境整備を推進するため、県内の企業・事業所、関係団体、行政等によるネットワークを結成し、(仮称)なら女性活躍推進倶楽部の創設や、(仮称)創設記念トップフォーラムの開催、企業等の管理職人事担当者向けのセミナーを実施するものです。

女子大学生のためのキャリア形成・県内就職促進プロジェクトについては、女子大学生が県内で就職し、活躍し続ける意識を培うため、(仮称)女子大学生就職EXPOやキャリア形成講座の開催、県内企業等へのインターンシップを行うものです。

女性起業家販売促進支援事業については、販売促進手法を学ぶセミナーの開催や、商品の市場検証機会を提供するためのチャレンジショップの実施により、女性起業家の販売促進を支援するものです。

102ページ、「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」改定事業については、来年度が終期となる当該計画を改定するため、県民アンケートの実施と協議会を開催するものです。

以上が当初予算の主要事業のご説明です。

続きまして、補正予算に係る当初提出分の「平成28年度2月補正予算案(当初提出分)の概要」をお願いします。5ページ、IV少子化対策・女性の活躍促進です。なら結婚総合応援事業については、県全体での結婚応援を促進するため、県・市町村・企業・団体等による体制の構築をはじめ、企業・団体等による結婚応援の取り組みを促すためのセミナーや推進員の派遣を行うものです。

安心子ども基金積立金については、子どもを安心して育てることができる体制整備のために基金の積み増しを行うものです。

なお、なら結婚総合応援事業については、国補正予算に対応するため全額平成29年度に繰り越しします。

以上が当初提案分です。

続きまして、「平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」の6ページ、放課後児童クラブ施設整備費補助については、放課後児童クラブの創設等に要する経費を補助するものですが、2市8施設において事業主体のおくれにより繰り越しを行うものです。

以上が追加提案分です。

続きまして、「平成29年2月県議会提出条例」の337ページ、奈良県安心こども基金条例の一部を改正する条例です。国が安心こども基金に係る事業の実施期限を延長することに対応して、条例の有効期限を延長しようとするものです。

以上がこども・女性局に係る提出議案の概要です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○森山委員長 説明の途中でありますが、ここで一旦休憩し、午後1時より引き続き説明を受けます。

暫時休憩します。

11:54分 休憩

13:03分 再開

○森山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、医療政策部長から順に説明願ひます。

○林医療政策部長 医療政策部所管の案件についてご説明します。

まず、平成29年度当初予算案の概要について、「平成29年度一般会計特別会計予算の概要」により説明します。

18ページ、漢方のメッカ推進プロジェクト事業では、奈良県にゆかりの深い漢方について、薬用作物の生産拡大や関連商品・サービスの創出等を総合的に推進し、新たに大学等と連携した県内薬用植物の自生状況の調査等を行います。

68ページ、くらしの向上〔健康づくりの推進〕、1健康寿命日本一を達成するための健康的な生活習慣の普及のマイ健康カード導入事業において、ICT技術を活用し、患者個人が診療・服薬情報を閲覧、活用できる環境を構築するための取り組みを行います。

69ページ、患者のための薬局ビジョン推進事業において、かかりつけ薬局の健康情報拠点化のためのモデル的な取り組みを実施します。

70ページ、3疾病の早期発見、医療体制の充実等による早世の減少では、ならのがん

登録推進事業を継続して実施します。自殺対策強化事業において、新たに奈良県自殺対策計画の策定に取り組みます。そのほか記載の事業を行います。

71 ページ、くらしの向上〔地域医療・介護・福祉の取組の推進〕です。1 高度医療の確保・充実、奈良県総合医療センター建替整備事業では、北和地域の高度医療拠点病院として、平成30年春の開院を予定している奈良県総合医療センターの移転整備を進めるための建築工事、造成工事、医療機器の整備等を実施します。

(2) の地方独立行政法人奈良県立病院機構の運営支援等では、奈良県立病院機構運営費交付金において、政策医療の実施等業務運営に必要な経費への支援を行います。また、新病院開設に係る経費への追加支援を行います。

奈良県立病院機構整備費貸付金において、施設整備等の貸し付けを行います。

72 ページ、奈良県立病院機構第2期中期目標の策定に向けた取り組みを実施します。

(3) 公立大学法人奈良県立医科大学の運営支援等では、運営費交付金の交付、ドクターヘリ運航施設整備事業におけるヘリポートの整備、医大・周辺まちづくりプロジェクト推進事業による医科大学教育・研究部門の移転、附属病院機能充実及び周辺まちづくりの推進などを行います。

73 ページ、医科大学第3期中期目標の策定に向けた取り組みを実施します。

2 救急・周産期医療の体制の構築ですけれども、救急患者が迅速に適切な救急医療を受けることができる体制づくり、県民の皆様が安心して出産していただける体制づくりを進めるとともに、災害医療体制の充実を図ります。例えば、県独自のドクターヘリ運航推進事業を実施します。

74 ページ、医療施設耐震化・防火対策整備事業において、新たに地域災害拠点病院における設備・整備に対し補助を行います。このように73 ページから74 ページに記載の事業を行います。

75 ページ、3 医師・看護師の確保、(1) 医師の確保では、医師の偏在の解消、奈良県で活躍して下さる、よき医療人の育成に取り組むため、記載の4つの事業を行います。

(2) 看護師の確保では、離職の防止、新規就業者の増加、復職支援などのために75 ページから76 ページに記載している各般の事業を実施します。

77 ページ、4 地域医療連携体制の構築です。(1) 南和地域の医療提供体制の充実で、南奈良総合医療センターをはじめとして、南和広域医療企業団による医療提供に当たり、企業団が行う取り組みに対する支援など、記載している事業を実施します。

(2) 地域医療の充実では、地域医療構想の実現に向けた取り組み等として、地域医療構想調整会議運営事業、患者の受療動向等を分析する事業で、病床機能分化・連携情報分析推進事業、医療機能分化・連携施設整備事業、これは地域包括ケア病床の整備等を行う、それについて補助を行うもので、こうした事業を実施します。

78 ページ、新たな取り組みで、新規事業の保健医療計画策定事業において、平成30年度から平成35年度までを期間とする第7次奈良県保健医療計画の策定を行います。

奈良県在宅医療推進事業において、新たに県医師会による在宅医療参入促進などの取り組みに対して補助を行う、新規事業の在宅医療提供体制確立促進事業を行うほか、記載の事業を実施します。

奈良県総合医療センター周辺地域まちづくり推進事業においては、奈良県総合医療センター移転後の周辺地域において、医療・介護・健康づくりの視点から県民が生き生きと暮らせる健康長寿のまちづくりの実現を目指す取り組みを実施します。

79 ページ、新規事業の(仮称)医療安全推進センター運営事業で、このセンターを設置・運営して、医療事故事例等の収集・分析・研究を行うとともに、県内医療機関との情報共有による医療の質の向上を目指す取り組みに対する支援を行います。

(3) のがん対策の推進では、全ての県民が切れ目のない、質の高いがん医療を受けることができる体制を整備するための事業を行います。ならのがん対策推進事業においては、第3期奈良県がん対策推進計画を策定します。また、がん診療連携推進事業を行うほか、記載の事業を総合的に実施します。

80 ページ、(4) 難病対策の充実では、記載の事業を継続して実施し、その充実を図ります。

5へき地医療体制の充実では、県土の約7割を占めるへき地の医療について、引き続き医師・看護師の確保や医療施設の整備に努めます。

81 ページ、6健康に関する危機管理対策です。予防接種後健康被害対策事業、新型インフルエンザ対策事業、肝炎対策事業において肝疾患連携拠点病院である県立医科大学附属病院の機能充実となる取り組みを実施するなど、記載の事業を行います。

82 ページ、7母子保健の充実です。不妊対策事業では、不妊治療を受ける者に対して医療費の助成を行います。

子育て世代包括支援センター支援事業など記載の事業を実施します。

このほか、8精神保健の充実については幾つか事業がありますが、83 ページ、新規事

業の精神障害者地域移行支援事業で、これは措置入院者への支援体制を整備するもので、こうした新たな取り組みを実施するなど記載の事業を実施して、その充実を図ります。

89ページ、精神障害者医療費助成事業では、精神保健福祉手帳1級、2級の所持者に対して、全ての診療科での医療費助成を行うというもので、助成など記載の事業を行います。

くらしの向上のうち、医療政策部所管分については、以上です。

続いて、175ページ、行政経営改革の推進、1組織マネジメントの中で、新規事業の指定難病等事務補助委託事業では、認定審査業務のうち定型的な事務を外部委託することにより事務の効率化を進め、認定審査業務を迅速化します。

平成29年度当初予算案の概要の説明は、以上です。

続いて、医療政策部所管の平成28年度2月補正予算、追加提出分の概要を「平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」を用いて説明します。

3ページ、増額補正の国庫返還金です。こちらに記載の事業実施期間満了等に伴い、基金残余を返還するもののうち、当部にかかわるものは、自殺対策緊急強化基金です。

奈良県立医科大学及び医療センター並びに南和地域公立病院等整備基金積立金は、今後の整備財源として同基金へ積み立てを行うものです。

4ページ、減額補正、公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計への繰出金は、県立医科大学附属病院の屋上ヘリポート整備に対する補助について、入院中の患者への影響を最小限にする工法検討に時間を要し、工事着手が平成29年度となることから、特別会計への繰出金の減額を行うものです。なお、当該予算については、平成29年度当初予算案に再計上しています。

奈良県病院事業清算費特別会計への繰出金は、奈良県病院事業の清算費用が減少したことに伴い、特別会計への繰出金の減額を行うものです。

6ページ、繰越明許費補正で、医療施設防災対策推進事業です。これは国の補正予算に対応するため繰越明許費補正をお願いするものです。

10ページ、2の平成28年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計補正予算案（第1号）です。ドクターヘリ運航施設整備事業は、先ほどの一般会計の減額補正の項での説明とも関連しますが、県立医科大学附属病院への屋上ヘリポート整備について、入院中の患者への影響を最小限にする工法検討に時間を要し、工事着手が平成29年度となることから、整備に対する法人への補助の減額を行うものです。なお、当該予算につい

ては、平成29年度当初予算案に再計上をしています。

11ページ、5の平成28年度奈良県病院事業清算費特別会計補正予算案（第1号）です。病院事業清算費は、先ほどの一般会計の減額補正の項での説明とも関連しますが、奈良県病院事業の清算に要する費用が減少したこと等に伴い、所要の経費について減額を行うものです。

医療政策部所管の平成28年度2月補正予算案、追加提出分の概要については、以上です。

続いて、医療政策部にかかわる条例について、「平成29年2月県議会提出条例」で説明します。

46ページ、奈良県特別会計設置条例の一部を改正する条例は、奈良県病院事業清算費特別会計の廃止に伴い、奈良県特別会計設置条例について所要の改正をしようとするものです。施行日は平成29年4月1日です。

50ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。医療政策部の所管部分は、1の（1）のイ歯科技工士国家試験合格証明書交付手数料の廃止です。これは歯科技工士法の改正により、歯科技工士試験を国または指定試験機関で行うこととされたことに伴い、当該手数料を廃止しようとするものです。施行日は平成29年4月1日です。

306ページ、奈良県地域医療再生基金条例を廃止する条例です。これは地域医療再生基金事業が平成28年度末で終了するため、基金を解散するに当たり、基金条例を廃止する必要があるため制定するものです。施行日は規則で定める日です。

条例については、以上です。

続いて、契約等のうち当初提出分について、「条例その他予算外議案」を用いて説明します。206ページ、議第118号、地方独立行政法人奈良県立病院機構中期目標の変更については、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、中期目標の変更について議会の議決を求めるものです。

内容については、「地方独立行政法人奈良県立病院機構中期目標」の24ページで、今回の変更箇所は、中項目4、業務運営の効率化と財務内容の改善、この部分を新たに追加するものです。地方行政独立法人奈良県立病院機構が運営する病院の経営改善を図るため、奈良県立病院機構改革プランを今般策定したところです。このプランの実効性の確保を図るためには中期目標にも反映させることが重要であると考えられることから、この変更を行うものです。契約等のうち当初提出分についての説明は、以上です。

最後に、契約等のうち追加提出分について、「平成28年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の28ページ、議第127号の権利の放棄についてです。これは旧県立五條病院に関する未収金のうち、回収不能と見込まれる債権を権利放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものです。

医療政策部所管の2月議会当初及び追加提出議案は、以上です。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○中くらし創造部長兼景観・環境局長 2月定例県議会提出議案のうちくらし創造部及び景観・環境局に関係する議案等についてご説明します。

初めに、「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」によりまして、新規事業を含めた主な事業についてご説明します。

104ページ、くらしの向上〔学びの支援〕です。1地域の教育力の充実のうち、
(1)規範意識・社会性の向上として、青少年社会的自立支援事業では、ひきこもり等の若者の社会参加や就労を促進するため、引き続きひきこもり相談窓口での相談の充実をはじめ、さまざまな取り組みを実施します。また、新たに地域の子どもや高齢者が集う場などをひきこもり等の若者を受け入れる居場所として登録・活用し、身近な地域での支援を促進します。

116ページ、くらしの向上〔スポーツの振興〕として、1あこがれ・感動を生むスポーツの推進です。スポーツアカデミー推進事業では、平成28年度に策定します幼児運動プログラムを県内の幼稚園においてモデル的に実践し、効果の検証や改良を行い、本県に合った幼児運動プログラムを確立させるものです。

ジュニアアスリート育成事業では、国立スポーツ科学センター等と連携し、県内のトップレベルのジュニア選手や障害者選手、指導者に対して高度なトレーニング環境のもと、トレーニングの実践や研修会を引き続き実施します。

また、パラリンピック選手などを招いて障害者スポーツにおけるタレント発掘イベントを開催し、障害者スポーツへの関心をさらに高めるとともに、将来有望な選手の発掘・育成に取り組めます。

2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みとして、ラグビーワールドカップ・東京五輪キャンプ地招致事業では、奈良県へのキャンプ地招致の実現に向け、これまでの招致活動の実績を踏まえ、継続的に交渉を行います。また、関係市町村とも連携したプロモーション活動を展開をします。

新規事業の陝西省との青少年スポーツ交流事業では、県と友好提携を結ぶ中国陝西省の中学生を迎えてスポーツ交流を実施し、競技力の向上を図るとともに、青少年の相互理解を深めます。

2 スポーツイベントの充実、マラソンイベント開催支援事業では、昨年12月の第7回大会では約1万7,300人の方々にご参加をいただき、今や奈良の冬の恒例行事となっております奈良マラソンについて、引き続き開催の支援を行います。本年の第8回大会では、引き続きインバウンド対策に取り組むとともに、これまでの課題の改善や新たな取り組みを行い、ランナーに優しく楽しい大会を目指したいと考えています。また、子どもから大人まで幅広い世代の人々が気軽に参加でき、仲間と一緒に走ることを楽しむリレーマラソン大会に伴う開催経費の負担金を計上しています。

117ページ、トップアスリート活用事業では、多くの憧れや感動を与えてくれるトップアスリートとの交流イベントやスポーツ教室を開催し、スポーツへの関心を高め、スポーツを始める機会を提供します。

サイクルスポーツイベント開催支援事業では、県南部・東部地域の地勢や自然環境などを生かしたサイクルスポーツイベントとして、ツアー・オブ・奈良・まほろばなど記載の事業について、平成28年度に引き続き開催の支援を行います。

南部地域スポーツイベント開催事業では、おおたき龍神湖のカヌーと大台ヶ原を目指して駆け上がるマラソンを競技として組み合わせた、アウトドアチャレンジレースの開催経費を計上しています。また、御所市民運動公園を活用し、トップアスリートを招いたスポーツ教室等を開催し、南部地域のスポーツ施設や地域の魅力をPRします。

関西ワールドマスタースゲームズ2021開催支援事業では、平成33年に関西一円で開催される関西ワールドマスタースゲームズ2021の県負担金を計上しています。

新規事業の奈良県スポーツ推進計画改定事業では、平成25年3月に策定した奈良県スポーツ推進計画が中間目標年度を迎えることから、中間見直しを行うものです。

118ページ、3だれもがいつでもスポーツを楽しめる環境づくりで、総合型地域スポーツクラブ育成・充実事業では、クラブアドバイザーによるクラブへの巡回指導を行うほか、クラブマネジメント講習会等を開催するなど引き続きスポーツクラブの活動の充実に取り組めます。

橿原公苑整備事業では、ネーミングライツの命名権料を活用し、佐藤薬品スタジアム及びジェイテクトアリーナ奈良の機能向上を図るための整備等を実施します。

新規事業のサッカー場整備補助事業では、一般社団法人奈良県サッカー協会が旧志貴高校グラウンドに人工芝サッカー場1面を拡充整備するに当たり、県が整備費の一部補助するものです。

123 ページ、くらしの向上 [安全・安心の確保] で、2 耐震化の推進として、野外活動センター施設整備事業では、利用者の安全を確保し、施設機能の充実を図るため、多目的ホール及び大型ロッジの耐震・大規模改修工事を実施します。また、リニューアル後にオープニングイベントを開催し、センターの利用をさらに促進します。

126 ページ、6 食と生活の安全・安心の確保で、消費者行政強化・活性化事業では、国の地方消費者行政推進交付金を活用し、県内の消費者団体等と連携した多数の消費者が当事者となる民事紛争等のトラブルの解決や、高齢者等に対する集中的な啓発事業の実施に新たに取り組むとともに、市町村の消費生活相談窓口への消費生活相談員の派遣などの人的支援や、消費者被害の未然防止・拡大防止に向けた啓発を引き続き実施します。

127 ページ、くらしの向上 [景観・環境の保全と創造]、1 奈良の彩りづくりの推進です。奈良県を一つの庭と見立てて、四季を通じた彩り豊かな植栽景観の向上を目的とした奈良県植栽計画を推進する主な取り組みについて、関係各課が実施する事業を掲載しています。

その中で景観・環境局の主な取り組みとしては、奈良の彩りの推進として、植栽整備推進補助金や植栽協働管理推進事業などにより、植栽計画のエリア内において植栽景観の向上に取り組む市町村や地元団体等を支援するほか、「なら四季彩の庭」づくり普及推進事業により、シンボルマークを使用したプレート設置や植栽ジャーナルの発行のほか、新たに植栽計画の整備内容や進捗状況をデジタル化し、情報を発信することとしており、その経費を計上させていただいています。

このほか、128 ページに記載の歴史的風土保存買入事業及び買い入れ地における園地整備などの事業を実施します。

129 ページ、2 景観に配慮したまちなみ整備で、屋外広告物適正化推進事業では、沿道景観向上推進事業や、近鉄奈良駅周辺景観まちづくり事業として良好な沿道や駅前景観を形成するため、関係市や関係者等と連携を図り、協議会等を設立し、屋外広告物のあり方について検討します。また、景観に配慮した広告物への早期転換を図るため、既存の広告物回収等に対する補助などの支援等を講じます。

3 自然環境の保全と活用で、国立・国定自然公園施設等整備事業では、来訪者の安全性

や利便性の向上を図るため、大和青垣国定公園や吉野熊野国立公園内において記載の施設整備を実施します。また、曾爾高原ススキ植生保護のため、引き続き侵入防止柵などを設置します。

4きれいで暮らしやすい生活環境の創造で、きれいに暮らす奈良県スタイル推進事業では、県民が愛着と誇りを持つことのできるきれいな奈良県の実現に向け、大和川のきれい化、奈良らしい景観づくり、循環型の生活スタイルの推進を図るため、平成28年12月に設立したきれいに暮らす奈良県スタイル推進協議会を運営・活用するとともに、新たに、仮称ですが、きれいに暮らす奈良県スタイルジャーナルを発行するなど、多様な主体の連携・協働による実践活動を誘発・促進します。

130ページ、ごみ処理広域化奈良モデル推進事業では、奈良モデルとして複数市町村が連携して実施するごみ処理施設の整備に対し補助するものです。平成29年度は、昨年4月に設置された、さくら広域環境衛生組合の7町村、山辺・県北西部広域環境衛生組合の10市町村が対象です。

次に、循環型社会の推進及び、131ページの産業廃棄物の排出抑制・減量化の推進について、記載の事業を引き続き実施します。

なお、循環型社会の推進のうち、新規事業の奈良県廃棄物処理計画策定事業では、平成29年度が第3次廃棄物処理計画の最終年度に当たることから、第4次の廃棄物処理計画を策定します。131ページの産業廃棄物の適正処理の推進（監視体制強化）以下、132ページに記載の事業を引き続き行い、産業廃棄物に関する施策を総合的に推進します。

なお、産業廃棄物の適正処理の推進（監視体制強化）のうち、新規事業のPCB廃棄物等早期処理推進事業では、PCB廃棄物等の確実な把握と早期処理に向けた啓発、立入検査を強化します。

138ページ、くらしの向上〔くらしやすいまちづくり〕で、2人権を尊重した社会づくりとして、「なら・ヒューマンフェスティバル」開催事業以下、139ページのさまざまな機会や場所を活用した記載の事業を実施するとともに、新たに人権ユニバーサル推進事業を実施し、人権啓発活動に取り組みます。

139ページ、新規事業の人権に関する県民意識調査事業では、人権問題に対する社会情勢が著しく変化していることから、人権問題に対する県民意識を把握し人権施策推進の基礎資料とするため、アンケート調査を実施します。

143ページ、南部地域・東部地域の振興における当部局の平成29年度の取り組みに

についてです。1訪れてみたくなる地域づくり、(3)訪れてもらう、体験してもらうとして、サイクルスポーツイベント開催支援事業以下、記載の3事業については、スポーツの振興でご説明したところ です。

169ページ、協働の推進及び市町村への支援〔協働の推進〕、1協働の推進で、奈良県協働推進基金運営事業では、地域課題の解決に向けたNPO等の団体の活動を支援するため、県民や企業等からの奈良県協働推進基金への寄附金を活用して、寄附者が賛同するNPO等の団体による活動や、寄附者が設定したテーマに沿ってNPO等の団体が実施する事業に対して補助を行います。

次に、NPO法人活性化促進事業では、NPO法人の運営基盤を強化し、行政とともに積極的な社会貢献活動を行えるよう、引き続き情報提供等の支援を行います。また、NPO法人に対し事業実績報告書等の提出を促すため、会計説明会を開催するなどの支援を行うとともに、改正NPO法の施行による事務手続の変更点について周知徹底を図るなど、適正な指導を行います。

以上が平成29年度当初予算に係るくらし創造部及び景観・環境局の主要事業の概要です。

続きまして、2月定例県議会提出条例のうち、くらし創造部及び景観・環境局に関係するものについてご説明します。「平成29年2月県議会提出条例」の1ページ、まず最初に、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例についてです。くらし創造部及び景観・環境局の所管分としては、要旨の1の附属機関の設置の(3)です。奈良県立橿原公苑指定管理者の指定に関する重要事項についての審査及び建議に関する事務を担当させるため、奈良県立橿原公苑指定管理者選定審査会を設置するものであり、別表に加えることについての改正をお願いするものです。施行期日については、平成29年4月1日を予定しています。

50ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例についてです。くらし創造部及び景観・環境局所管分としては、要旨の1使用料及び手数料の額の改定等の(3)奈良県立公園条例の一部改正です。奈良県立公園における工作物の新築、改築等に係る使用料を見直し、その額を改定するため所要の改正を行おうとするものです。施行期日については、平成29年4月1日を予定しています。

261ページ、特定非営利活動促進法施行条例及び奈良県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例についてです。平成28年の特定非営利活

動促進法の改正に伴い、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続等について認定特定非営利活動法人等の海外への送金または金銭の持ち出しに係る書類の知事への事前提出を不要とする等のため、所要の改正を行おうとするものです。施行期日につきましては、平成29年4月1日を予定しています。

267ページ、橿原公苑設置条例の一部を改正する条例についてです。老朽化に伴い、柔剣道場を廃止するため所要の改正を行おうとするものです。施行期日については、平成29年4月1日を予定しています。

以上がくらし創造部及び景観・環境局に係る議案等についての説明です。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○森田産業・雇用振興部長 産業・雇用振興部に係る平成29年度当初予算に係る新規事業を中心とする主な事業についてご説明します。「平成29年度一般会計特別会計予算の概要」の18ページ、経済の活性化〔産業構造の改革〕、1リーディング分野・チャレンジ分野における産業育成で、IoT活用推進事業として、いわゆるIoT・ビッグデータ・人工知能と、いろいろな言葉が出てきていますが、産業構造に変化をもたらすとともに、幅広い分野での革新的な産業モデルの創出が期待されることから、本県におきましてもIoTを活用したビジネスプランの作成支援をはじめ、観光消費促進アプリ、ことし実験を始めていますが、その実証展開を図りまして、奈良県でのIoTの活用を広げるとともに、IoTを推進する人材を育成するため、新たに高等技術専門校でIoTコースを設置するなど、IoTを活用した産業興しに取り組むというものです。

産業振興総合センター100周年記念事業では、県の産業振興総合センターが100周年を迎えます。これを次の時代への飛躍の契機とするため、記念式典、基調講演という新たな産業を生み出す芽となる研究の発表会、そういう記念行事を開催するものです。

漢方のメッカ推進プロジェクトでは、取り組み始めて5年目になりますが、産業・雇用振興部の役割として、来年度は新たに首都圏で開催される大規模展示会の出展など、販路拡大支援とPR活動を行うほか、引き続き加工技術あるいは機能性の研究など、漢方関連食品の製品化に向けた研究に取り組むしたいと思います。

19ページ、2意欲ある企業・起業家への重点支援で、高付加価値獲得支援事業は、継続事業ですが、いわゆるご当地食品あるいは新技術の開発、あるいは先ほどのIoTを活用するといったことで製品サービス開発への取り組みの補助を進めます。

地域産業振興センター事業では、奈良県地域産業振興センターは公益財団法人ですが、

相談事業あるいは専門家の派遣、あるいは企業間の連携支援コーディネーターの配置など、いわゆる経営支援、産業支援の体制の充実を図ります。本議会に提出している奈良県小規模企業振興基本条例に関連して、その支援具体化策の一つとして、このセンターにおいて意欲ある県内小規模企業を紹介する冊子を作成するということを考えています。こういった形で引き続き小規模企業の支援をしたいと思えます。

首都圏SPA実践支援事業、いわゆるSPAと言われる製造小売と言われるモデルですが、企画から製造・小売までを一貫して行う事業モデルでして、平成28年度にモデル事業として東京で試験販売を行い580万円ほどの売り上げがありました。そのノウハウを活用して新年度は中小企業による主体的な首都圏での実践をしていただきたいと思います。顧客志向の商品開発力の向上を支援します。

頑張る奈良の繊維産地応援事業では、本県を代表する地場産業の一つである繊維産業、長らく輸入品の競争にさらされてきましたが、その繊維産業による独自ブランド開発に支援したいと考えています。

小規模企業成長発展促進事業では、小規模企業振興基本条例に関して、企業経営に必要な情報、スキルなどをまとめた成功の秘訣を体系化したPR冊子を作成していこうと考えています。

20ページ、(2)国内外への販路開拓支援として、海外展開促進支援事業ということで、県内企業の海外展開の促進及び体制強化を図るため、JETROの地方事務所の県内誘致を引き続き進めるほか、新たに積極的に海外展開を進めている県内のリーディングカンパニーの表彰・PRを行い、県内企業の海外展開への機運醸成を図るとともに、引き続き企業単独で海外の展示会出展あるいはマーケット調査といった海外販路開拓の支援を行います。

21ページ、新たな工芸デザイン開発・販路開拓事業では、新たな奈良の伝統工芸品等の開発・販路開拓に向けてマーケティング調査など伝統工芸産業の活性化を図る取り組みを行います。

全国菓子大博覧会参加補助事業として、三重県伊勢市において、ことしの4月から5月にかけて開催される、27回目の全国菓子大博覧会・三重へ、奈良県菓子工業組合が参加するので、その経費の補助を行い支援・振興を図ろうというものです。

22ページ、(3)起業の促進です。奈良起業家創出促進事業では、起業家を発掘するためのビジネスプランコンテストを開催していますが、その内容を刷新して、新たにI o

T部門の創設を行い、この面からも県内のI o T事業を振興していこうというものです。

23ページ、(4) 中小企業金融対策で、いわゆる金融支援です。制度融資として、県と奈良県信用保証協会、金融機関の三者が連携して、県が金融機関に利子補給、信用保証協会に保証料補給、いわゆる優遇制度を県が講じることで、中小企業者が経営の近代化、合理化、安定化、強化を図るのに必要な資金を政策的に融資を受けやすくしていこうというものです。

23ページから26ページまで、幅広いメニューを記載していますが、3つだけ新しいメニューを紹介します。24ページ、女性・若者・シニア・U I Jターン創業支援資金として、これは資金自体は継続ですが、新たに55歳以上のシニアの方、あるいはU I Jターンをされた方への創業支援のメニューを追加しています。

25ページ、チャレンジ応援資金に小規模企業枠を創設したいと考えています。先ほど来申し上げています、奈良県小規模企業振興基本条例の具体化策の一つです。小規模企業の事業拡大や他業種への進出などの成長発展の支援を進めたいと考えています。

26ページ、これも今の課題ですが、事業承継支援資金として、中小企業者の円滑な事業承継の支援を行うためのメニューを新たにつくろうというものです。26ページ、計として、400億円と上げていますが、制度融資の枠として、平成28年度同様、総額400億円の融資枠を確保しています。新年度においても、中小企業者あるいは小規模事業者にとって使いやすい制度となるよう、制度の充実を図りまして、創業者の育成、設備投資や事業多角化という形で、引き続き意欲ある企業活動への支援を進めたいと思います。

違った形の金融支援として、設備貸与資金貸付金という制度を設けています。これは中小企業の特別会計ですが、公益財団法人奈良県地域産業振興センターが実施する、小規模企業者等設備貸与事業に係る事業資金の貸し付けを行います。貸し付け枠を4億5,000万円設定しています。

27ページ、3企業誘致の推進です。企業立地促進補助事業として、数多くのメニューを上げていますが、引き続き製造業の工場、研究所、あるいは本社機能、あるいは物流施設といったものの立地を推進するために、こういった補助金が企業の投資決断の後押しとなるよう効果的に活用して、県内での生産額の増加、雇用の創出など、一つ一つ実績を重ねたいと考えています。情報通信業の誘致推進事業は、いわゆるIT企業、I o T企業といった情報通信企業の立地促進にも取り組んでいきたいと思っています。

28ページ、これは誘致活動の予算ですが、戦略的企業誘致事業として、東京、大阪で

の知事によるトップセミナーなど、引き続き積極的な企業誘致活動を進めたいと思います。

(2) 誘致に向けたインフラ整備で、本県の産業用地が不足しているというのが大きな課題ですので、主に2つの事業を上げています。1つ目が中南和振興のための産業集積地形成事業として、中南和地域の通勤圏内ということで、京奈和自動車道御所インターチェンジ周辺の産業集積の創出事業に引き続き取り組みます。2つ目ですが、工業ゾーン創出プロジェクト事業として、京奈和自動車道、西名阪自動車道周辺、すなわち大和郡山市、天理市、川西町、三宅町、田原本町と、そのエリアにおいて、新たに工業ゾーンを創出するべく企業立地に係る地元の意向調査、あるいはディベロッパーの誘致、企業そのものの誘致と、そういう取り組みをしっかりと進めていきたいと考えています。

30ページ、5消費地としての奈良の魅力向上・消費環境の充実です。そこに飲食店関係の、これも制度融資の一つのメニューですが事業を再掲で上げています。県内各地での多様な飲食事業、飲食店の創業により、県内消費の拡大を図るため、県で直接利子補給、あるいは保証料の補給ということで無利子で資金を金融機関から借りていただける制度を設けています。これが県外事業者からの新規参入も呼び込む形になっていますので、引き続き県内での飲食店創業の支援に取り組みたいと考えています。

31ページ、海外ホテル事業者誘致事業です。JWマリオットホテルの進出以降、海外のホテル事業者から本県への問い合わせもふえてきています。そこで新しい事業として、海外ホテル事業者の本県への誘致活動を進めていこうというものです。

32ページから雇用の分野ですが、1雇用のマッチング支援として、高等技術専門校職業訓練充実事業です。ことし県内宿泊事業者の営業担当者を対象とした観光マーケティングコースという部分を新たに取り組み始めましたが、来年度もそのコースを続けるとともに、新たにIoTによる県内の産業興しを人材面で支援するために、IoTコースの新設を行い、高等技術専門校における職業訓練が企業のニーズに応えた形になるように充実を図りたいと思っています。それから、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業です。介護や育児という人手不足分野の人材確保対策として、シルバー人材センター協議会が高齢者とそういう職場とのマッチングを行うという新たな取り組みを進めようとしていますので、その新しい取り組みを支援するものです。2奈良らしい特色のある雇用の創出で、新規事業として、働き方改善推進事業です。県内事業所における長時間労働の削減など、働き方の改善と若年者処遇改善の取り組みを支援するため、働き方改善のセミナーの開催、あるいは中小企業をはじめ個別事業所への専門家の派遣による助言などを行うとともに、

業種や職種の特性に応じた働き方改善の取り組みに関する手法を研究するセクター別の検討会などの取り組みを進めます。

34ページ、3若者の就労支援で、若年者県内就職促進事業ですが、新たに奈良工業高等専門学校生の県内就職を促進するため、奈良工業高等専門学校の教員の方と県内企業との懇話会の開催や奈良工業高等専門学校生のインターンシップを受け入れていただける県内企業の登録バンクの整備などの取り組みを行っていきたいと思っています。

以上をもちまして、平成29年度一般会計特別会計予算案の概要の産業・雇用振興部についての説明を終わります。

続きまして、「平成28年度2月補正予算案（当初提出分）の概要」の2ページ、1地方創生拠点整備交付金の活用の産業・雇用振興部に係る事業です。（仮称）奈良県国際芸術家村ホテル誘致事業として、（仮称）奈良県国際芸術家村において、来場者の利便性向上、あるいは滞在型観光の促進のためにホテル誘致を行うこととしていますが、そのための事業者の募集条件など、誘致に向けた構想策定のために取り組みを進めることとしています。

3ページ、同じく（仮称）奈良県国際芸術家村で伝統工芸等の魅力発信を行うこととしていますが、伝統工芸活性化事業で、若手職人の育成に向けた取り組みを行うほか、奈良の伝統工芸等魅力発信事業として、首都圏から全国に向けた奈良の伝統工芸の魅力の情報発信、先進地調査などに取り組みたいと思います。なお、今ご説明した地方創生拠点整備交付金を活用した事業に関しましても、6ページに記載のとおり、国補正予算の対応として、平成29年度に繰り越して実施することとしています。

次に、「平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」の3ページ、国庫返還金です。事業実施満了等に伴う基金残余の国庫返還金のうち、緊急雇用創出事業臨時特例基金1億253万2,000円です。国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金により増設した基金を活用して、平成21年度から平成27年度まで7年間雇用創出、あるいは企業支援、人材育成、処遇改善と、地域の実情や創意工夫に基づいた新たな雇用につながる事業を実施しました。本県の実績を申し上げますと、県と市町村と合わせて1,971の事業を実施し、総事業費は131億円余り、創出した雇用人数が延べ1万1,000人ということです。1万1,000人の雇用創出をしました。平成27年度をもちまして、緊急雇用創出事業が終了したことに伴い、基金を廃止、精算した後の残額を国に返還するものです。

続きまして、「平成29年2月県議会提出条例」の産業・雇用振興部所管の条例につい

てご説明します。

1 ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。産業・雇用振興部の関係するものとして、まず、附属機関の設置に関して、1 ページの(4)奈良県国際芸術家村構想宿泊事業者選定委員会として、奈良県国際芸術家村構想における宿泊事業者の選定に関する重要事項についての審査に関する事務を行うために設置するものです。続きまして、廃止のほうです。2 ページの(8)奈良県国内販路拡大支援事業出展者選定委員会と、(9)奈良県海外販路拡大支援事業出展者選定委員会です。前者は、外部委員で行っていましたが、ノウハウを蓄積できたため、内部委員で構成することとしたため廃止します。後者の海外販路の分は別途手法を検討するため、事業を廃止したので、この委員会も廃止するというものです。新旧対照表は6 ページに記載しています。施行期日は、平成29年4月1日を予定しています。ただし、奈良県国際芸術家村構想宿泊事業者選定委員会については、別途規則で定めることとしています。

325 ページ、本会議の答弁でも出ていたところですが、奈良県中小企業者等の事業の再生を支援するための中小企業者等向け融資の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例です。こちらは、いわゆる制度融資で信用保証協会が倒産等で返済不能で代位弁済をした場合、その一部を県で保障しています。その保障した分の回収に関する権利ですが、中小企業を法律に基づく再生計画により、再生手続を進めるという場合に限り、迅速な再生手続を可能とするために回収納付金を受け取る権利の放棄に関して必要な手続を定めようという条例です。施行期日はことしの4月1日を予定しています。

329 ページ、奈良県小規模企業振興基本条例です。県内事業の9割以上を占めます小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、小規模企業の振興の基本となる事項を定めるという条例を策定しようとするものです。基本理念に掲げているように、自由な発想によって独自の商品サービスを開発するという小規模企業の特徴が生かされるようにすること。330 ページ、(2)にあります、そういった小規模企業の活力が最大限に発揮されるため環境整備を図ると、それをもって小規模企業の事業の成長発展、あるいは持続的な発展を促すということを基本理念に定めています。331 ページにかけて5番で、8つの基本方針を掲げており、これに基づき、具体的な施策を強化していこうという条例です。こちらも施行期日については、平成29年4月1日を予定しています。

以上で平成29年2月県議会提出条例のうち、産業・雇用振興部所管の条例について説明を終わります。

もう1点、契約等についてのご説明をします。「平成28年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の30ページ、権利放棄に関する議案です。議第128号、権利の放棄についてで、本県は県内の小売商業の振興を図るため、県が単独で貸し付けを行った小売商業高度化資金貸付金について、県が有する債権1件、金額にして378万7,000円を放棄しようとするものです。当該債権は、平成4年度に貸し付けを行った後、経営不振により店舗が閉鎖して返済困難な状況となり、それまでも主債務者に督促を行ってききましたが、主債務者が亡くなり、その相続人が平成12年10月に地方裁判所の破産免責許可決定を受けたこと、また連帯保証人に対しても、繰り返し訪問、督促を行ってききましたが、昨年平成28年9月に時効の援用をなさいました。このため連帯保証債務が消滅し、回収不能となったことから、やむを得ず債権を放棄するものです。地方自治法96条第1項10号の規定により、議決をお願いする次第です。

以上、産業・雇用振興部所管の2月定例県議会に提出させていただいております議案の内容です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○福谷農林部長 農林部関係の議案についてご説明します。「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の18ページ、農林部所管の主な事業について、新規事業を中心に説明します。経済の活性化〔産業構造の改革〕の1リーディング分野・チャレンジ分野における産業育成ですが、漢方のメッカ推進プロジェクト事業では、奈良県ゆかりの薬用作物の安定供給に係る研究を行うほか、大和トウキの安定生産技術の普及や宇陀地域に適した薬草栽培技術の開発等を進めます。

20ページ、2意欲ある企業・起業家への重点支援の（2）国内外への販路開拓支援です。東京における奈良の「食」と「魅力」の発信拠点運営事業では、県産食材のイメージやブランド力を向上させるため、奈良の食と魅力の発信拠点として、東京で「ときのもり」を運営するとともに、「ときのもり」を活用して奈良ゆかりの料理家を招いたトークイベントやメディア向けのPRフェアを実施するなど、奈良の食と魅力のPRを行います。首都圏での大和野菜等販路開拓事業では、国内での販路を拡大するため、大田市場等における知事によるトップセールスや見本市への出展等の広報活動を行います。

21ページ、首都圏における県産農産物評価向上支援事業では、高品質な県産農産物を首都圏へ安定供給し、ブランド化を図るため、県産農産物の首都圏への配送支援等を行います。奈良の農産品海外販路開拓事業では、海外の輸出環境の情報収集や香港Food Expoへの出展などにより県産農産物の海外への販路開拓の支援を行います。県産材首

都圏販路拡大事業では、首都圏の商業施設や住宅等への新たな販路を開拓するため、早稲田大学等と連携した首都圏での県産材PRイベントや建築関係者を対象とした奈良の木見学ツアーなどを開催します。県産材海外販路拡大事業では、県産材の輸出拡大に向け、国内輸出事情に精通した専門家等からの情報収集や専門家同行のもと、海外の建築関係者、バイヤー、企業等との意見交換を行うほか、木材輸出に特化したセミナーを開催します。

22ページ、(3) 起業の促進です。新規事業の、「農の入口」モデル事業ですが、県内大学生が創る奈良の未来事業公開コンペにおいて最優秀賞を受賞した近畿大学生の政策提案を端緒とした事業で、大学による研究農園のモデル的な設置運営を支援し、若者の農業経営に対するチャレンジを促進します。女性農業者の活躍促進事業では、地域農業の振興や6次産業化の進展に重要な役割を果たす女性のリーダーとなる人材を育成し、人材ネットワークを築くため、女性向けの起業セミナーの開催や女性指導農業士の海外派遣に対する支援等を行います。

28ページ、3企業誘致の推進の(2) 誘致に向けたインフラ整備です。なら農地有効活用推進事業では、奈良らしい農業振興と工業ゾーンの設定など、地域の活性化につながる農地マネジメントを推進するため、農地中間管理機構を介する耕作放棄地の再生利用を支援します。

45ページ、観光の振興、3ホスピタリティの向上、(3) 移動環境の整備等です。農村周遊自転車ルート整備事業では、歴史文化資源や農村景観を生かした農村地域の活性化を図るため、農村周遊自転車ルートの整備に向けて実施設計及び工事を行います。

53ページ、農・畜産・水産業の振興、1販路開拓に向けた取組戦略、(1) 国内外への販路拡大です。東京における奈良の「食」と「魅力」の発信拠点運営事業から、奈良の農産品海外販路開拓事業までの4事業は、先ほどご説明をしたとおりです。新規事業の「17食博覧会・大阪」出展事業では、ことしのゴールデンウィークに開催をされる4年に1度の西日本最大規模の食の見本市イベントに出展することで、一般消費者だけではなく食品事業者や流通事業者に県産農産物及びその加工品の魅力を全国にアピールをし、さらなる販路拡大を図ります。

54ページ、(2) 奈良の美味しい「食」づくりです。新規事業の地域の魅力再発見食育推進事業では、地域食文化の継承や農林漁業体験機会の提供など、地域で食育活動を推進する取り組みを支援します。続きまして、2、6次産業化の推進で、地域の食と農を活かしたぐるっとオーベルジュ推進事業では、平成29年度は大淀町による食と農を活かし

たオーベルジュ整備に向けた基本設計等を支援します。

55 ページ、3 チャレンジ品目等の生産拡大及びリーディング品目等のブランド化です。チャレンジ品目支援事業では、将来の成長品目として選定をした大和野菜やイチジクなどのチャレンジ品目について、品目に応じた生産の支援をします。リーディング品目支援事業では、本県農業を牽引する柿、茶、イチゴなどのリーディング品目の産地生産力や品質の向上、ブランド力の強化、消費拡大を推進するため、記載のとおり取り組みたいと思っています。

56 ページ、大和牛ブランド認証推進事業では、大和牛のブランド力向上のため、オレイン酸含有率55%以上などの高品質な大和牛の生産に対する支援を行います。県産蜂蜜ブランド確立事業では、ブランド認証基準の作成など、県産蜂蜜のブランド確立に向けた取り組みを支援します。水産業活性化推進事業では、大和のアユのブランド化に向けた取り組みや漁業と観光との連携を図る取り組みを支援するなど、記載のとおり水産業の振興を図ります。

57 ページ、4 農業研究開発センターにおける研究開発の高度化です。農業研究開発センターについては、農業大学校の跡地に新たに整備し、昨年9月に移転を終えて、引き続き研究機能の高度化に取り組んでいるところです。農業研究開発センター研究高度化事業では、商品性の高いイチゴ品種、産地間競争に打ち勝つ菊の品種の育成やジーンバンクの運営など、優良品種の育成を進めるとともに、機能性に着目した新商品の開発に向けて特色ある加工商品や加工法の開発のほか、新たに平成29年度からは、女性に優しい農業機械の開発を進めるなど、その他記載のとおり奈良県農業研究開発中期運営方針に沿った研究開発に取り組めます。

58 ページ、新規事業の「農の入口」モデル事業は、先ほどご説明をしたとおりです。新規事業の「なら農業経営塾」運営事業では、すぐれた経営感覚を備えた農業の担い手を育成するため、体系的に経営のノウハウを学ぶ、なら農業経営塾を開校します。女性農業者の活躍促進事業は、これも先ほど説明をしたとおりです。

59 ページ、(2) 鳥獣害対策の推進です。新規事業の若手狩猟者確保・ジビエ供給促進事業では、若手狩猟者の確保につなげるためのイベントやベテラン狩猟者による実践的わな猟の研修等を行います。鳥獣被害防止対策事業では、被害防止計画に基づき市町村が実施する被害防除の研修や捕獲活動等に対して支援を行います。その他記載のとおり各種事業を実施し、鳥獣害対策を推進します。

6 2 ページ、経済の活性化〔林業・木材産業の振興〕です。1 森林環境の適切な管理、(1)「環境保全林」の整備・保全推進、施業放置林解消推進事業では、森林の公益的機能の増進を図るため、施業放置林について、強度の間伐等を実施します。里山づくり推進事業では、NPOやボランティア団体等の協力を得ながら、放置され荒廃した里山の景観や機能の回復を図ります。

6 3 ページ、(2) 森林環境管理制度の導入検討です。新規事業のスイス型森林管理推進事業では、奈良県と友好提携をしているスイス・ベルン州にあるリース林業教育センターの実習生の受け入れやスイスの技術体系に基づくパイロット事業の実施など、技術的交流を通じて奈良県に合った森林環境管理制度の導入に向けた取り組みを行います。2、県産材の安定供給、(1) 奈良型作業道による木材生産の拡大、奈良県木材生産推進事業では、第1種木材生産林において、壊れにくく長期間使用できる作業道の重点開設等による木材生産拡大への取り組みに対して支援します。

6 4 ページ、(2)「木材生産林」の整備推進です。施業提案体制整備事業では、森林所有者の意欲低下のため、木材生産が行われていない地域において、儲かる林業の施業プランを森林所有者に提案するとともに、意欲ある素材生産業者とのマッチングを行い、素材生産量の拡大を図ります。素材生産力強化推進事業では、素材生産力の強化を図る事業者のより効率的な素材生産を可能とする作業システムを実践する取り組みに対して支援します。新規事業の素材生産事業者組織化推進事業では、意欲のある素材生産事業者の組織化や大口事業者への安定供給対策などについて検討します。新規事業の林地台帳作成支援事業では、市町村における森林の所有者や境界に関する林地台帳の整備を支援します。

6 6 ページ、(4) 県産材の販路開拓・流通拡大支援です。奈良の木PR戦略推進事業では、奈良の木に関する情報を集約したポータルサイトのコンテンツや対応言語をふやし、奈良の木のPRを充実させます。県産材首都圏販路拡大事業と県産材海外販路拡大事業は、先ほどご説明をしたとおりです。新規事業の奈良の木で快適に暮らす検証事業では、調湿効果や断熱性などの県産材の持つ快適な暮らしにつながる効果の検証及びPRを行い、県産材の需要拡大を図ります。産直住宅強化支援事業では、産直住宅を軸にした縦型事業協同組合の取り組みを支援するため、素材生産者からエンドユーザーまでをつなぐコーディネーターの配置に対する補助をします。木材加工流通施設等整備事業では、県産材を取り扱う製材工場等が行う加工施設や乾燥機等の整備を支援します。

6 7 ページ、(5) 木質バイオマスエネルギーの利活用の推進です。木質バイオマス実

証実験事業では、市町村での木質バイオマスの利用促進に向けた取り組みや県施設におけるペレットストーブの実証稼働を行います。新規事業の木質バイオマス利用施設整備事業では、市町村等でのチップ製造施設の整備に対する支援を行います。

113 ページ、くらしの向上〔文化の振興〕です。(3) 地域への展開・人材育成等、新規事業の「食」と「農」の魅力を活用した販わい創出事業では、(仮称) 奈良県国際芸術家村構想に基づく農村交流施設等の事業計画を策定します。

165 ページ、効率的・効果的な基盤整備、8 農林業生産基盤整備の推進です。平成29年度の農林公共事業については、災害関連事業を除き、補助公共事業の減により、事業規模では4.4%減の41億1,000万円となっています。農業生産基盤の整備としては、166 ページにかけて記載のとおり土地改良事業、農道整備事業、農地防災事業などを実施します。

167 ページ、林業生産基盤についても、林道整備事業や治山事業のほか、記載のとおり災害復旧事業等を進めます。

以上が農林部関係の平成29年度一般会計特別会計予算案の概要です。

続きまして、「平成28年度2月補正予算案(当初提出分)の概要」をごらんいただきたいと思います。

3 ページ、2 N A F I C を核とした奈良の食の魅力創造拠点整備事業です。国の平成28年度第2次補正予算において、未来への投資として地方公共団体の地方版総合戦略に基づく自主的、主体的な地域拠点づくりなどの事業に支援する地方創生拠点整備交付金が措置されたことから、この交付金を活用して、N A F I C (なら食と農の魅力創造国際大学校) の教育機能のほか、食のもてなし機能をさらに高める周辺整備を進め、地域の活性化に寄与しようとするものです。N A F I C を核とした販わいづくり事業では、N A F I C の隣接地でのセミナーハウスの整備に向けて造成工事、建築設計を進めるとともに、その他周辺整備に向けての基本構想を策定します。このハード整備による地方創生効果を一層高める効果促進事業として、同じく地方創生拠点整備交付金を活用したソフト事業をあわせて実施します。新規事業の奈良県プレミアムセレクト販売促進事業では、今年度よりスタートした奈良県農畜水産物ブランド認証制度、奈良県プレミアムセレクトにおいて認証された大和牛の品質保持のための機器整備とPRを行います。奈良県農畜水産物ブランド認証制度推進事業では、試食販売会の開催などのPRを実施するほか、新しい品目への取り組み支援などを行います。

4 ページ、その他、市町村が行うマルシェや農産物直売所への支援、農業の担い手確保などへの取り組みなど、企業等農業参入支援事業まで、合わせて10のソフト事業の実施をします。

5 ページ、Ⅱ農・畜産・水産業の振興、新規事業のみつえ高原牧場牧柵整備事業です。みつえ高原牧場の機能と景観を保全するため、牧草地の牧柵を改修整備するものです。

6 ページ、繰越明許費補正です。ただいま説明した事業については、6 ページ及び7 ページに記載のとおり国補正予算に対応するため、全額平成29年度への繰り越しをお願いするものです。

続きまして、「平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」をごらんいただきたいと思います。

3 ページ、増額補正の国庫返還金です。国の補助金により造成された農地中間管理事業等推進基金について、基金を活用した一部事業の完了に伴う基金の残余を返還するため、記載のとおり補正をお願いするものです。

6 ページ、繰越明許費補正の新規分です。農業研究開発センター整備事業と食と農の拠点施設周辺の彩りづくり事業ですが、農業研究開発センターについては、9月議会で工期延期の契約変更をお認めいただいたところですが、後続の駐車場等の外構工事と一部事業について、工法検討等による工期の短縮が及ばなかったことなどにより、それぞれ記載のとおり繰り越しをお願いするものです。畜産競争力強化対策整備事業ですが、事業主体のおくれにより記載のとおり繰り越しをお願いするものです。土地改良事業から農道整備事業までの3事業については、工事用資材の搬入路や施工時の安全柵の設置等の地元調整に不測の日時を要したことなどにより、それぞれ記載のとおり繰り越しをお願いするものです。

7 ページ、農地防災事業ですが、先月、国からの追加認証がありましたので、これに対応するため、記載のとおり繰り越しをお願いするものです。農地及び農業用施設災害復旧事業と、林業災害復旧事業ですが、工事用進入路の設置に係る地元調整などにより、事業主体の事業におくれが生じたため、それぞれ記載のとおり繰り越しをお願いするものです。

8 ページ、繰越明許費補正の変更分です。土地改良事業から治山事業までの7事業において、工事に必要な用地についての地権者との借地交渉や事業主体による境界確定や工事中の交通規制、騒音対策に係る地元調整に不測の日時を要したところ、あるいは、豪雨で地形が変わったことによる工法の検討や進入路ののり面崩壊により資材搬入が困難となっ

たことにより、不測の日時を要したことなどから、記載のとおり繰越額の変更をお願いするものです。農林部全体の繰越明許費は、農業研究開発センター整備事業の進捗等により、昨年度比9億6,700万円余の減となっていますが、繰り越しについては、より一層の進行管理に徹底して努め、早期完了に向けて取り組みます。

次に、予算外議案についての説明をします。「平成29年2月県議会提出条例」をごらんいただきたいと思います。

50ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例についてご説明をします。農林部に係る改正は、1、(4)の奈良県農業研究開発センターの分析手数料条例の一部改正関係があります。新旧対照表については、88ページに記載をしています。施行期日は、平成29年4月1日を予定しています。

続きまして、271ページ、奈良県中央卸売市場条例の一部を改正する条例についてご説明します。卸売市場法施行規則の改正に伴い、卸売業者が卸売の相手方の制限を受けずに卸売をすることができる場合に、輸出に関する契約に基づき卸売をする場合を追加するなど、輸出の促進、円滑化に機敏に対応できるよう、規制緩和を講じるとともに、事務手続の簡素化や存置の必要性が希薄となったものについて廃止を図るため、所要の改正を行うものです。新旧対照表については、278ページから288ページに記載をしています。施行期日は、規則で定めることとしています。

289ページ、国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明します。

平成28年4月1日に、土地改良法施行令が改正をされ、国営土地改良事業負担金の償還利率が年5分から、国債の利率を基礎として農林水産大臣が定める率に改正をされました。これに伴いまして、国営第二十津川紀の川土地改良事業に係る負担金の利率を年5%から年0.1%に改正するなど、地元負担金徴収に係る所要の改正をするものです。新旧対照表については、290ページから292ページに記載をしています。施行期日は、平成29年4月1日からの施行を予定しています。

293ページ、奈良県森林整備基金条例の一部を改正する条例です。

県では、昭和59年度より、つどいの森分収育林事業を実施しており、分収育林契約者からお預かりをした育林費等の資金管理については、公益財団法人奈良県林業基金に委託して実施をしてきました。しかしながら、平成28年度末をもって、奈良県林業基金が解散することから、分収育林契約者よりお預かりをしている育林費等の残余金等については、

平成29年度より奈良県林業基金に積み立てて資金管理をすることを予定しています。この残余金等については、分収育林契約者に返還する場合に基金を処分してその財源に充てられるようにするため、所要の改正を行うものです。新旧対照表は294ページに記載をしています。施行期日は、平成29年4月1日を予定しています。

339ページ、奈良県農地中間管理事業等推進基金条例の一部を改正する条例についてです。

改正の内容としては、農地中間管理事業において、事業完了後の執行残余额を国庫に返還する必要があることから、所要の改正をするものです。新旧対照表については、340ページに記載をしています。施行期日は、公布の日から施行を予定しています。

続きまして、「条例その他予算外議案」をごらんいただきたいと思います。

196ページ、議第43号の国営第二十津川紀の川土地改良事業に係る市町村の負担についてです。土地改良法及び奈良県国営土地改良事業負担金徴収条例の規定に基づき、当該事業によって利益を受ける市町村に対し、受益の限度において費用の一部を負担していただくというものです。関係市町村は奈良市ほか、19市町村で記載のとおりです。負担率は6%となっています。

続きまして、「平成28年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」をお願いします。

31ページ、議第129号、権利の放棄についてです。奈良県中央卸売市場から廃業、撤退した事業者について、破産法の規定による破産手続廃止の決定が確定したことなどにより、同事業者が県に対して未払いとなっていた施設使用料、水使用料、電気使用料、下水道使用料の10件、421万円余の市場使用料について、誠に遺憾ながら債権の回収が不可能となったものです。債務者の事業者については、奈良魚類株式会社、株式会社奈良淡水、株式会社大勝、郡山青果株式会社となっています。

以上が農林部提出議案の説明です。よろしくご審議をお願いします。

○加藤県土マネジメント部長 県土マネジメント部の所管の平成29年度予算案についてご説明します。「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」をお願いします。

152ページ、効率的・効果的な基盤整備です。平成29年度の取り組み方針ですが、住んで良し、働いて良し、訪れて良しの奈良県に向けて、各種の施策を下支えする社会インフラの整備、あるいは管理について、国の施策のマッチング等も考慮しながら、選択と集中の考えによって重点化して取り組みたいと思います。

予算ですが、県全体の一般会計予算は、今年度と比べて3.5%の減ですが、下水道を除く土木関係公共事業の予算は1.9%の減、405億4,500万円を計上させていただいているところです。

それでは、道路、交通環境、河川、砂防、災害復旧、流域下水道といった順序でご説明します。

1 道路整備の推進です。(1) 道路・街路の整備ですが、道路改良事業、骨格幹線道路結節点整備事業、道路改良等基礎調査、陸上自衛隊駐屯地関係道路調査、この4つが県土マネジメント部所管のものです。高取バイパスと御所インターチェンジをつなぐ橿原高取線に来年度から新たに着手するなど、骨格幹線道路ネットワークをはじめとする国道、県道の整備、あるいは事業化に向けた道路の調査検討といったものを推進するということを考えています。

153ページ、(2) 直轄道路事業負担金です。京奈和自動車道、十津川道路をはじめとする国の直轄事業への負担金となります。(3) 災害への備えです。橋りょうの耐震補強、あるいは道路のり面等の防災事業といったものに要する経費となっています。(4) 道路施設老朽化対策ですが、長寿命化修繕計画に基づく橋りょう、トンネル等の補修、あるいは5年に1度の実施が義務づけられているトンネル、橋りょう等の定期点検、診断、こういったものに要する経費となっています。(5) 道路施設の維持管理ですが、道路の舗装補修、あるいは照明、ガードレール等のメンテナンス、除草、清掃、除雪といった維持管理や、住民参加による維持管理への支援といったものを実施します。

154ページ、2 交通環境の充実、(1) 公共交通の利用促進のリニア中央新幹線調査検討事業です。リニア中央新幹線の奈良市附近駅と関西国際空港、この間のアクセス利便性を十分に確保するための方策として、高速鉄道線について新たに調査検討を行いたいと考えています。公共交通基本計画推進事業ですが、移動ニーズに対応した交通サービスの実現に向けて、昨年3月に策定した奈良県公共交通計画に基づき、地域交通改善協議会等において、公共交通の再編に向けた協議を行うほか、新たに貨客混載といったような交通サービスの実現に向けた検討も行いたいと考えています。奈良県基幹公共交通ネットワーク確保事業、安心して暮らせる地域公共交通確保事業、連携協定に基づくバス交通支援事業、この3つの事業ですが、民間事業者あるいは市町村への補助事業です。従来から路線バスや市町村の広域コミュニティーバス、あるいは公共交通の効率的な運行に向けた調査検討、バス会社のノンステップバスの購入といったものに補助をしてきていますが、来年

度はこれらに加えて新たに民間事業者が行うバスロケーションシステムの整備についても、対象に加えて補助を行いたいと考えています。鉄道駅バリアフリー整備事業ですが、鉄道駅におけるバリアフリー化を推進するため、鉄道事業者が行うエレベーターの設置あるいは点字ブロックの設置といったものに対して補助を行います。

155 ページ、(2) 観光環境の向上です。奈良中心市街地の交通対策事業、奈良公園交通対策事業、これらはぐるっとバスの運行やパーク・アンド・ライドといったものに要する経費となっています。ぐるっとバスについては、新たにバスロケーションシステムの導入検討として、実証実験を行いたいと考えています。観光情報発信事業、無電柱化推進事業、「眺めがよく安全な道路」づくり事業、これらの事業では、観光案内サインの整備、あるいは電線類の地中化、道路における景観と安全の確保といったものを進めたいと考えています。京奈和自転車道整備事業では、県内75キロメートルありますけれども、この区間において案内サインの整備を行うほか、とりわけ、秋篠川、佐保川、大和川、葛城川とこれらに沿った約30キロメートル連続した自転車の走行空間確保に向けて、分断された箇所での空間整備を進めたいと考えています。自転車利用促進事業では、奈良市域において広域周遊ネットワークの案内サインの整備といったものを実施したいと考えています。

(3) 交通安全対策ですが、交通安全対策事業、通学路の安全対策事業、156 ページの歩道におけるバリアフリー整備事業、この3つの事業が県土マネジメント部所管の事業ですけれども、事故危険箇所での安全対策、あるいは通学路対策、歩道の整備、段差の解消といった事業を推進します。

157 ページ、4 河川・砂防設備の整備です。(1) 河川の整備、大和川流域総合治水対策推進事業で、秋篠川をはじめとする県管理の大和川支流、支川において、河川改修や調整池整備といったものによる治水対策を推進するとともに、直轄遊水地の整備と一体となった内水対策、流域対策といったものを進める、あるいは調査検討を進める、総合治水に関する条例の制定に向けた検討を進めるといったことを取り組みたいと考えています。南部東部地域河川改良事業、それから、新宮川水系堆積土砂処分推進事業ですが、南部東部地域における紀の川、宇陀川等において河川改修を進めるとともに、神納川における堆積土砂の撤去や、土砂の流出を防ぐための帯工と呼ばれる施設の設置を実施します。水辺の遊歩道整備事業では、堤防に遊歩道を整備したいと考えています。河川整備計画調査事業は、河川整備委員会による事業の進捗点検や再評価、あるいは河川環境の調査といったものに要する経費となっています。(2) ダム建設事業で、天理ダムの洪水放流施設の整

備、あるいは白川ダムの通信設備の更新といったものを行います。

(3) 砂防設備の整備で、通常砂防事業、158ページの地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、これらは砂防堰堤をはじめとするハード整備、ハード対策に要する経費となっています。危険箇所調査等事業ですけれども、土砂災害の兆候が見られる箇所での対策、検討に要する経費となっています。砂防関係施設長寿命化計画策定事業ですが、砂防関係施設について、長寿命化計画を策定するために要する経費となっています。(4) 直轄河川事業費負担金です。大和川の直轄遊水地をはじめとする大和川、紀の川の河川改修、あるいは国の砂防事務所が実施している6カ所の土砂ダム対策といった直轄事業への負担金となっています。(5) ソフト対策による防災・減災です。河川情報基盤整備事業では、河川情報をリアルタイムに市町村等へ提供できるよう、水位観測所の更新や河川情報システムの改修といったものに向けた設計等もあわせて行います。それから、土砂災害基礎調査・指定推進事業です。土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッド区域の指定に向けて、基礎調査等を実施するための経費となっています。土砂災害・防災情報システム整備事業ですが、インターネット上で雨量情報と土砂災害警戒区域等の危険情報を一体的に提供するシステムを構築するための経費となっています。

159ページ、土砂災害防災訓練支援事業で、防災訓練等の際に用いるハザードマップを作成する費用ですが、これらによって防災訓練に取り組む市町村を支援したいと考えています。(6) 河川・砂防施設の維持管理です。河川維持修繕、ダム施設維持修繕、砂防施設維持修繕、これらは河川における堆積土砂の撤去、除草、清掃等、各施設の維持、メンテナンスに要する費用となっています。地域の河川サポート事業では、住民参加による維持管理ということで、地元の自治会等が行う植栽、あるいは草刈り、清掃活動といったものを支援するための経費となっています。奈良の河川彩りづくり事業、河川美化対策事業、大和川水質改善事業、これらでは、花壇の整備、不法投棄の撤去、水質改善といった河川美化、環境改善に要する事業を実施します。河川安全対策事業ですが、吉野川宮滝地区での水難パトロールに要する経費となっています。砂防指定地等管理適正化推進事業では、砂防指定地台帳等の整備や、砂防指定地の見直し、衛星写真の購入による効率的な違反行為の把握といったものを実施します。5、公共土木施設の災害復旧、公共土木施設災害復旧事業ですが、昨年9月の台風19号等、過年度に発生した災害による復旧事業に要する経費です。

160ページ、公共土木施設災害復旧事業（現年災分）、公共土木施設災害復旧事業

(単独分) ですが、これらはいずれも平成29年度に災害が発生した場合の災害復旧費としてあらかじめ枠どりをするものです。1つ目は国の補助に係るもの、2つ目は国の補助の採択基準に満たないような小規模の災害に対応するものです。161ページ、6上下水道施設の整備、(4) 下水道事業の推進です。ア流域下水道施設整備の推進です。三郷町の公共下水道の整備に合わせて、流域下水道の幹線管渠を整備する事業に要する経費となります。イ耐震対策です。幹線管渠や、浄化センター、第二浄化センターにおける各種施設の耐震補強に要する経費となっています。ウ流域下水道施設の老朽化対策です。長寿命化計画に基づき、各種施設の更新工事を実施していくための経費となっています。

162ページ、エ流域下水道のエネルギー対策の推進です。下水道の汚泥を活用したバイオガスによる発電設備について、第二浄化センターにおいて詳細設計を実施します。オ流域下水道のマネジメントは流域下水道の経営の効率化に向けた取り組みです。流域下水道公営企業会計導入推進事業では、公営企業会計の適用に向けて資産評価等を進めます。流域下水道負荷軽減等推進事業では、雨天時の不明水調査等を進めます。カ流域下水道の維持管理ですが、4カ所ある流域下水道の処理場で必要となる運営経費となっています。

以上が県土マネジメント部の平成29年度の予算の主な内容となっています。

次に、平成28年度の補正予算をご説明します。追加分ということで、「平成28年度2月補正予算案(追加提出分)の概要」をお願いします。

3ページ、今年度予算の増額補正です。直轄河川事業費負担金(南部・東部)です。この予算ですが、国の紀伊山地砂防事務所で行っている工事です。紀伊半島大水害の際に天川村坪内地区で発生した大規模な山腹崩壊の緊急対策工事です。この工事に伴い、この崩壊斜面の一番下の部分になりますが、天ノ川に護岸を設けることになっています。この護岸工事に当たり、湧水の影響により基礎部分の構造変更を余儀なくされ、工事費が膨らんだということで、県の負担金の増額をお願いするものです。

7ページは繰越明許費です。繰越明許費の新規分が7ページの道路維持修繕事業から砂防事業までの7事業と、公共土木施設災害復旧事業を合わせて8つあります。これらに加えて、8ページ、変更の道路橋りょう整備事業からダム建設事業まで、この5つの事業と、10ページ、奈良県流域下水道事業費特別会計とあわせて繰越明許をお願いするものです。これらの繰り越しの主な理由ですけれども、工法検討に不測の日数を要したこと、施工方法や、条件に関する地元調整が難航したこと、あるいは用地交渉の難航による用地買収のおくれ、自然災害による工事箇所の被災等による理由により、やむなく繰り越しをお願い

するものです。昨年度と比べると2割ほど少なくなっていますが、正直に申し上げて、中には準備不足といったものも否めないものもあります。来年度予算の執行に当たっては、計画的な執行についてさらに一層徹底を図るとともに、工事発注の前倒し、あるいは債務負担行為の活用により、3月末工期の工事を減らす取り組みも加えてしっかり取り組んでいきたいと思っております。補正予算の関係は以上です。

続きまして、条例の関係についてご説明します。「平成29年2月県議会提出条例」をお願いします。

1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。要旨欄の(5)が県土マネジメント部所管分です。奈良県第二浄化センターのスポーツ広場です。平成18年度から指定管理者による管理を行っていますが、平成29年度末で今の契約が切れるということです。平成30年度からの新たな指定管理者を選定するための審査会を設置をさせていただきたいと、そのため所要の改正を行うものです。施行の期日は、平成29年4月1日です。

50ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。50ページから51ページ、(5)の奈良県道路占用料に関する条例と(6)奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正ということです。国管理に係る道路の占用料を定めている道路法施行令が改正され、この4月1日から施行されます。これに準じて、定めている道路、河川の土地の占用料をそれぞれ合わせるように所要の改正を行うものです。詳細については、89ページから105ページにありますが、総じて申し上げますと、都市的エリアでは若干高くなる、地方部では若干低くなる、占用料全体としてはわずかながら増加傾向にあるということです。施行期日は、ともにことしの4月1日です。

続きまして、予算外議案のその他の追加分で、「平成28年度一般会計特別会計補正予算案その他(追加提出分)」の25ページをお願いします。

契約の締結になります。議第124号、流域下水道事業に係る請負契約の締結についてです。工事名は佐保川幹線耐震管新設工事(防災・安全交付金事業)です。工事場所、工事期間は記載のとおりです。契約金額は21億8,663万640円で、契約の相手方は大豊・藤本特定建設工事共同企業体ということです。本工事は、奈良市の汚水を浄化センターに送るための幹線管渠の耐震性を確保するため、現在の幹線管渠が昭和40年代に整備したのですが、これにかわる新しい幹線管渠を浄化センター場内に新たに設置をするものです。直径3メートル、延長700メートルの管渠をシールド工法により整備をしま

す。

26 ページ、議第125号、流域下水道事業に係る請負契約の変更についてです。請負契約名は大和川上流流域下水道事業第1処理区浄化センターブロワ棟建設（機械設備）工事です。本工事は浄化センターのブロワ棟の移設に伴い、この移設された新しいブロワ棟内に送風機を設置する工事で、この新しい送風機の設置とともに工事内容に含んでいた旧設備の撤去ですが、その一部を取りやめたことから、約500万円の減額の変更を行うものです。

33 ページ、議第130号、有料道路「南阪奈道路」の事業変更の協議に応じることについてです。現在、大阪府道路公社が管理している南阪奈有料道路で、平成30年3月31日付でNEXCO西日本に移管されるということで今手続が進められています。来年の3月にこの移管を受けたNEXCO西日本では、来年の4月1日から移管を受けた南阪奈有料道路と現在NEXCO西日本が管理している南阪奈有料道路を1つの路線として一体管理をするということです。このため、現在のNEXCO西日本の南阪奈道路の事業許可を一旦来年の3月31日付で終了させたいということで、国道166号の本来管理者である奈良県知事に協議があったということです。事業期間を来年の3月31日までに短縮するという協議です。移管後の新しい料金では、南阪奈有料道路と南阪奈道路を一体とした対距離料金になるということです。美原ジャンクションから葛城インターチェンジ間、現行670円ですけれども、これが640円と30円安くなります。また、羽曳野インターチェンジから葛城インターチェンジ間は現行の460円のままとということです。全体でいいますと、安くなるか現行のままとということです。この協議に応じてまいりたいと考えています。

県土マネジメント部所管の提出議案は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○森山委員長 それでは、説明の途中ですけれども、一旦ここで休憩をとりたいと思います。3時25分より引き続き説明を受けたいと思います。暫時休憩します。

15：10分 休憩

15：27分 再開

○森山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○金剛まちづくり推進局長 私からは、4つの資料でご説明をします。

「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の31ページ、経済の活性化、6観光消費の活性化でホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備事業です。国際ブランドホテル

を核とした賑わい交流拠点整備を推進するというこで、平成29年度はコンベンション施設の整備に着工します。

40ページ、観光の振興、1誘客のためのプロモーション、新規事業の（仮称）グレート・サマーフェスティバル事業です。これは奈良公園周辺の社寺のお盆行事終了から秋の観光シーズンまでの閑散期のでこ入れとして、猿沢池エリアからならまちまでの町歩きイベントを行うものです。

41ページ、やまと花ごよみ開催事業で、馬見丘陵公園において、チューリップフェアやフラワーフェスタなど、記載のイベントを行うものです。

42ページ、平城宮跡内イベント展開事業で、春、夏、秋に記載のイベントを開催するものです。

45ページ、平城宮跡周辺地域における街路渋滞対策検討事業で、移動環境の整備等ということで、平城宮跡の周辺地域の抜本的な渋滞対策、この検討として近鉄大和西大寺駅の立体化、平城宮跡内近鉄線の移設について必要となる調査、検討を実施するものです。

46ページ、奈良公園環境整備事業で、奈良公園内の植栽の整備あるいは春日山原始林の保全といったものを行います。

49ページ、5案内力・説明力の向上として、観光情報発信事業です。奈良公園の中の電子案内板、あるいはFree Wi-Fiといった整備を行いたいと思います。それから、(2)奈良公園の奈良公園施設魅力向上事業で、吉城園周辺地区、高畑町裁判所跡地の歴史的資源を生かした整備、また、（仮称）登大路バスターミナルの施設整備など、奈良公園、その周辺の整備を行うものです。

50ページ、(3)平城宮跡の整備等、平城宮跡の利活用の推進事業です。朱雀大路の西側地区で平成29年度の第一次開園に向けて整備を進めます。また、朱雀大路の東側で新たに用地の確保に向けた調査、測量を行います。阿倍仲麻呂“遣唐”1300年記念プロジェクト推進事業です。平城宮跡の第一次開園に向けて機運を高めるため、イベントの開催、情報発信を行います。

51ページ、(5)飛鳥・藤原宮跡、飛鳥・藤原地域魅力向上事業です。飛鳥・藤原宮跡、その周辺地域の歴史的な資産を保存、活用するというこで、必要な調査、あるいは飛鳥京跡苑地の保存整備に係る設計工事を行うものです。

71ページ、1高度医療の確保・充実、(1)奈良県総合医療センターの移転整備新奈良県総合医療センター関連道路整備事業です。アクセスのための石木城線を整備するもの

で、平成29年度中の供用を予定しています。

118ページ、3だれもがいつでもスポーツを楽しめる環境づくり、まほろば健康パークの管理・運営です。PFIにより整備された健康増進施設、競技施設、公園施設を一体的に運営するものです。また、屋外プールの観覧席屋根について、設計を実施したいと思います。

124ページ、2耐震化の推進、住宅・建築物耐震対策事業です。これは耐震診断、改修に対して補助を行う市町村に対して県の補助を行うというものです。

135ページ、1にぎわいのあるまちづくり、(1)市町村との協働まちづくりプロジェクト、市町村とのまちづくり連携推進事業です。これは市町村と段階的に連携協定を締結して県と方針が合致する市町村のプロジェクトに対して補助をするものです。近鉄大福駅周辺地区拠点整備事業です。これは桜井市と協働して、桜井県営住宅の県有地を活用したまちづくりを推進するというものです。平成29年度は新たに第1期の工区において実施設計、あるいは造成、除却工事などを行います。

136ページ、(2)まちづくりへの支援、新規事業の奈良県都市計画区域マスタープラン改定事業です。次期のマスタープランの改定の素案を検討するものです。地域空き家対策推進事業です。空き家対策について、市町村と協働で検討する、また、支援をするというものです。

147ページの、(2)暮らしやすくする、住み続けられる地域づくりを目的として、南部・東部地域づくり推進支援事業です。これは定住促進、空き家の利活用等の集落づくりプロジェクトを推進するため、市町村が必要とする技術的な支援を行うものです。

152ページ、1道路整備の推進、(1)道路・街路の整備です。街路改良事業ですが、選択と集中により、奈良橿原線などで重点的に整備を行うというものです。(仮称)奈良インターチェンジ周辺整備事業ですが、これは京奈和自動車道の大和北道路の(仮称)奈良インターチェンジから奈良市の中心市街地への西九条佐保線、また、JR関西本線の新駅周辺の高架化といった整備を行うものです。

156ページ、3住環境の整備、県営住宅建替事業です。これは、老朽化した団地の除却、あるいは跡地の管理を行う、また、集会所や空き住戸の活用に向けた設計を行うというものです。県営住宅ストック総合改善事業は、坊城団地の外壁改修工事など、引き続き老朽化した県営住宅の住みかえといったものを進めたいと思います。

163ページ、(1)都市公園の整備、新規事業の馬見丘陵公園の利活用検討事業です。

駐車場の交通対策、あるいは冷温室、休憩施設などについて検討を行うものです。公園等活用検討事業ですけれども、もっと親しめる県営公園とするためにそのあり方の検討、あるいは基本計画の策定といったものを行うものです。

164 ページ、(5) 公園施設の老朽化対策で、都市公園整備事業で記載の取り組みを行うものです。以上で平成29年度予算案、主要な施策について説明を終わります。

「平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」です。

6 ページ、繰越明許補正、新規です。県有施設整備事業等、7 ページ、街路事業から、以下、県営住宅建替事業まで合わせて8事業です。

8 ページ、変更です。街路事業から、以下、9 ページの平城宮跡の利活用推進事業までの4事業です。繰り越し理由については、それぞれ工法検討、地元調整、関係機関調整等で日時を要した、そうした理由により、やむを得ず記載の金額について繰り越しをお願いするものです。平城宮跡の利活用推進事業、補正前と補正後で、繰り越し額が多くなっています。実は、これは平城宮跡の朱雀大路西側の観光交流拠点の建築工事ですけれども、4月に実施した入札が残念ながら不調になってしまいました。再入札を行い契約はできました。ただ、3カ月契約期間がおくれたということです。現在は工法の調整、工夫を行いまして、平成29年度中には西側地区の整備が完了して一次開園に間に合うというところまで工程が進んでいます。今後の執行について、計画的着実に取り組んでまいります。少しでも多くの年度内の執行、それから、新年度においても新年度の早期の完成に向けて全力で取り組みます。よろしく申し上げます。以上です。

続きまして、まちづくり推進局所管の2月県議会提出条例について、ご説明します。全部で4件あります。

「平成29年2月県議会提出条例」の1ページ、奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例です。まちづくり推進局としては、1附属機関の設置の(6)です。大淵池公園指定管理者選定委員会を設置して、指定管理者の指定についての審査、また、建議に関する事務を担当させるため、所要の改正を行うものです。

2、附属機関の廃止です。2ページの(10)です。奈良県エリアマネジメント推進事業者等選定委員会を廃止するものです。これはエリアマネジメントの推進について、今までのNPO団体への委託から市町村と連携した普及促進に重点化をするということで、その役割を終えることから所要の改正をしようとするものです。

50 ページ、奈良県手数料条例等の一部を改正する条例です。要旨、1(1)のウ建築

物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の新設です。これはいわゆる建築物エネルギー法の改正に伴い、非住宅2,000平方メートル以上の建築物に対して適合判定が必要となります。その際の手数料です。

295ページ、奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例です。平城宮跡歴史公園の朱雀大路西側地区の開園に向けて、公園施設として平城宮跡歴史公園の休憩・宮跡展望棟、また、駐車場を追加して、その使用料を定めるため所要の改正を行うものです。また、道路法施行令の改正に準じて、電柱等で、都市公園を占用する場合の使用料を改定するため、あわせて改正を行うものです。

341ページ、奈良県営住宅条例の一部を改正する条例です。老朽化して入居者のいない築山県営住宅の一部を廃止するため、所要の改正をするものです。

以上がまちづくり推進局所管の提出条例です。

まちづくり推進局所管の予算外議案について、ご説明します。

「平成28年度一般会計特別会計補正予算案その他（追加提出分）」の34ページをお願いします。報第30号、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告についてで、県営住宅家賃の滞納者等に対する住宅明け渡し等請求申し立てに関する訴訟事件についてです。これは家賃滞納月数が6カ月以上または滞納額が20万円以上のものうち、特に悪質と認められる8件と、不正に入居をして退去指導に応じない1件、合計9件について、住宅明け渡し等の請求の申し立てをしたので報告をするものです。

以上でまちづくり推進局所管の2月定例県議会提出議案の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○西川水道局長 水道局所管の議案について説明します。

まず、平成29年度の予算案です。「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」をお願いします。

160ページ、6上下水道施設の整備です。(1)給水事業として、事業内容欄に記載のとおり、平成29年度においても、24の市町村に対して、給水事業を行います。年間の給水予定量は7,800万トン、平成28年度より100万トンの増を見込んでいます。収益としては、配水収益ほかで、合計は116億3,700万円余、費用ですが、維持管理費等で計105億3,700万円余、差し引き収支差額ですが、9億1,400万円余の黒字を見込んでるところです。(2)県営水道の転換の促進です。県営水道ファシリテイマネジメントを引き続き推進することとして、橿原市など5つの市町で引き続き県水転

換に取りかかる施設整備を行うとともに、平成29年度については、新たに平群町など5つの町村において施設整備に着手することとし、平成29年度は測量、実施設計を行うこととしています。

161ページ、市町村県営水道転換支援資金貸付金です。県営水道へ水源転換を図るため、2町村が行う施設整備、あるいは既存施設の撤去工事に要する費用について、低利で貸し付けを行うもので、平成29年度においては、橿原市、御所市、平群町、三宅町の4つの市町に貸し付けを行う予定です。(3) 県営水道施設の更新改良です。県営水道施設強靱化事業で、記載のとおり施設設備の更新改良を行いまして、安全性の向上に努めたいと考えています。予算案の主な事業については、以上です。

続きまして、「平成29年2月県議会提出条例」で条例案の説明をします。

307ページ、職員の自己啓発等休業に関する条例ですが、そのうち水道局の所管は、312ページ、要旨の13、(2)で関係条例で所要の規定の整備を行うというところです。具体的内容については、315ページ、改正案に記載しているように、自己啓発等休業の承認を受けた職員には、その期間給与を支給しないということで、これは知事部局の職員に準じまして、公営企業の職員についても同様の規定を整備するため、県営水道の業務に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行うものです。施行期日は、ことし4月1日としています。

以上で水道局所管に係る議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○吉田教育長 教育委員会です。どうぞよろしく申し上げます。

「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」から説明します。

35ページ、経済の活性化〔県内就業の促進〕、3若者の就労支援です。新規事業の介護人材確保対策事業では、介護分野への人材参入を促進するために、福祉系高等学校の生徒による研修などを実施するものです。工業高校等備品整備事業、特別支援学校職業教育等設備整備事業では、職業教育を主とした専門学科の備品を整備します。

46ページ、経済の活性化〔観光の振興〕、3ホスピタリティの向上の(4)景観整備です。新規事業の史跡高取城跡保存整備活用事業では、登城路において、丸太の倒壊や雨水による盛り土の流出などにより陥没をした箇所を整備するとともに、老朽化した説明板の更新を行い、来訪者の安全性、利便性の向上を図るものです。

68ページ、くらしの向上〔健康づくりの推進〕、1健康寿命日本一を達成するための健康的な生活習慣の普及です。新規事業の学校における食育推進事業では、本県の課題で

あります朝食の欠食、野菜の摂取量不足について、家庭科教諭等を中心に外部専門家と連携した取り組みを進めるとともに、減塩食や地産地消を意識した食事など、高等学校における食育を推進します。

100ページ、くらしの向上 [少子化対策・女性の活躍促進]、2子どもの健やかな育ちへの支援、(1)子育て支援です。新規事業の家庭教育支援チーム構築支援事業では、家庭教育の充実と家庭の教育力の向上のため、地域人材による家庭教育支援チームの構築に取り組む市町村の活動を支援します。

103ページ、くらしの向上 [学びの支援]、1地域の教育力の充実の(1)規範意識・社会性の向上です。学校・地域パートナーシップ事業のうち新規事業のならの教育応援隊の実施です。これは学校、保護者、地域住民の協働により、規範意識向上などに向けた取り組みに補助するもので、平成29年度の新規の取り組みとして、さまざまな団体、企業など、地域の教育資源を活用し、子どもたちの豊かな学び場を創造するものです。続きまして、新規事業の県立学校による地域との協働推進事業では、県立学校と地域の魅力化に向けて生徒が主体的に企画した地域と協働する取り組みを支援するものです。

104ページ、スクールカウンセラー等の配置促進事業です。公立学校のスクールカウンセラーの配置については、中学校で全校配置をしているところですが、県立高校においても全校33校配置を実施します。

106ページ、(2)学習意欲の向上です。新規事業の県内大学生による学習等支援事業ですが、これは平成28年度県内大学生が創る奈良の未来事業において、奈良女子大学生が提案をし、採択されたもので、南部・東部地域に県内大学生を派遣をし、小・中学生の学習等の支援を実施するものです。(3)体力の向上で、新規事業の体力向上ステップアップ事業です。児童の体力向上を図るため、体力向上指導員を派遣をし、体力を高める運動プログラムを中心に授業を実践するものです。地域スポーツ人材活用支援事業ですが、県立高校などに部活動指導のため外部人材を学校に派遣します。

続いて、2学校教育環境の充実です。新規事業の次世代教育情報化推進事業では、大学などと連携をし、教員のICT活用指導力向上のための研修などを実施します。

108ページ、新規事業の県立学校における手話通訳派遣事業です。これは奈良県手話言語条例の施行に伴い実施する事業で、学校現場で聴覚障害のある保護者との円滑なコミュニケーションを図るためのものです。新規事業の県立高校空調設備設置事業ですが、生徒の学習効率の向上、健康保持のため、普通教室の空調設置を推進するもので、次年度は

設計4校、うち1校について施工を実施します。高等学校耐震化等整備事業では、耐震大規模改修として7校、8棟の工事を実施します。また、屋内運動場等の非構造部材対策で6校、6棟の耐震対策工事を実施します。特別支援学校については、今年度で非構造部材を含む全ての耐震対策工事が完了する予定です。

111ページ、くらしの向上〔文化の振興〕、1歴史文化資源の活用、(1)文化資源のデータベース化、整備・活用の支援です。文化財保存事業費補助金では、国指定の文化財等について、所有者や市町村が行う保存修理、史跡地の公有化などに要する経費について県から補助を行います。平成29年度の主な新規箇所としては、葛城市にある當麻寺中之坊の重要文化財である書院の屋根の吹きかえ工事や天理市の善福寺にある同じく重要文化財、木造阿弥陀如来座像の構造補強、また、新たに史跡として指定をされた桜井市の箸墓古墳の周濠の公有化などに対して補助を行う予定です。文化財活用推進事業は、平成28年度9月補正でご承認をいただいた事業について、来年度も引き続き実施するものです。なお、本事業の新規事業分については、平成28年度2月補正予算案（当初提出分）の概要において説明します。

新規事業の郷土学習の充実事業ですが、(仮称)奈良県国際芸術家村における歴史文化資源を核とした文化芸術事業の一つで、郷土学習のための教材やモデルプランを作成します。

147ページ、南部地域・東部地域の振興、2住み続けられる地域づくり、(2)暮らしやすくするです。小規模校における協働学習を活性化するためのICT活用事業では、ICT機器を活用した協働学習等を実施することにより、小規模校における指導方法の開発や教育効果のあり方などに関する実証研究を行います。

以上が教育委員会所管の平成29年度予算案の概要です。

続きまして、平成28年度2月補正予算案（当初提出分）を説明します。「平成28年度2月補正予算案（当初提出分）の概要」をごらんください。

3ページ、教育委員会に係る事業としては、地方創生拠点整備交付金の活用、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業でいずれも関連事業です。文化財活用推進事業ですが、公開展示や人材育成に活用する文化財の収集事業として、無形民俗文化財記録映像のデジタル化事業では、県内各地にある無形民俗文化財の記録映像をデジタル化し、後世に伝承しようというものです。近世後期の社寺建造物調査実施事業では、調査が不十分である近世後期の建造物について調査を行い、指定文化財としてバランスよく保存することにより県内

建築変遷の実態を的確に反映させるようにします。色彩豊かな美術工芸品等の高精細映像（4K）撮映及び編集事業では、高精細映像による、いわゆる4Kですが、肉眼で見る以上に細部まで見られるように映像展示をすることにより文化財の持つ魅力を最大限に引き出し、発信します。新規事業の地域の資源を活かした社会教育事業では、生涯学習・社会教育の一環として、郷土の伝統文化、歴史等に関する学習講座を各地で開催し、郷土愛を育みつつ、地域の教育力の向上を目指すものです。ただいま説明した2事業については、国補正予算に対応するため、全額平成29年度に繰り越します。

以上が平成28年度2月補正予算案の概要です。

続きまして、平成28年度2月補正予算案（追加提出分）を説明させていただきます。

「平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要」の4ページ、減額補正です。退職手当のうち教育委員会分ですが、退職者見込みの減により3億8,000万円の減額です。続いて、職員給与費です。小・中学校教員の新陳代謝により9億円の減です。

9ページ、繰越明許費補正の変更です。文化財保存事業費補助金で、変更後の繰越明許費は3,380万6,000円です。これは市町村が行う史跡地の公有化や整備に対する補助金、東大寺が行う回廊部分の屋根の吹きかえ工事に対する補助金で、繰り越し理由は、事業実施主体のおくれによるものです。重要文化財等修理受託事業ですが、変更後の繰越明許費は3億80万円です。これはただいま説明をした東大寺の修理事業について、県の文化財保存事務所が受託をしていますので、所要の経費を繰り越すものです。

以上が教育委員会所管の平成28年度2月補正予算案（追加提出分）の概要です。

続いて、「平成29年2月県議会提出条例」をお願いします。教育委員会にかかわる条例についてご説明します。

8ページ、県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例です。県費負担教職員及び高校等の教職員の定数を見直し、要旨の欄に記載のとおり改正します。また、職員の自己啓発等休業に関する条例が制定されることに伴い、316ページ、317ページに記載のとおり改正します。この条例の施行日は、平成29年4月1日です。

238ページ、奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正をする条例です。これは特別支援学校の児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支弁に関し、個人番号、いわゆるマイナンバーを利用することのできる事務を定めるため改正をします。

この条例の施行日は、平成29年4月1日です。

304ページ、奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例です。これは奈良県立奈良養護学校整肢園分校を廃止するため改正するものです。現在、東大寺福祉療育病院内の医療型障害児施設に入所している児童生徒に対しては、病院内にある奈良養護学校整肢園分校で教育をしています。県としては、保護者の要望なども踏まえ、奈良養護学校整肢園分校を廃止して、奈良養護学校本校への通学を可能とすること、また、体調面で通学できない児童生徒に対しては、本校の教員が訪問をして教育することとします。この条例の施行日も平成29年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○安田警察本部長 警察本部所管の提出議案についてご説明します。提出議案は、平成29年度当初予算案及び条例改正案です。

平成29年度当初予算案の概要についてご説明します。「平成29年度一般会計特別会計予算案の概要」の125ページです。

くらしの向上〔安全・安心の確保〕の4治安対策の強化です。警察職員給与費ですが、ストーカー、DVをはじめとする人身安全関連事案の対策や国際テロの脅威等、我が国を取り巻く国際情勢の変化への的確な対応を図るため、警察官10名を増員しようとするものです。この増員により、警察官の定数は2,481人となります。なお、警察官以外の職員の定数については、320人で昨年度と同数です。サイバー空間の安全確保の推進です。サイバー犯罪の取り締まり体制強化のため、警察本部及び警察署の情報収集用インターネット端末の更新整備や県民に対する啓発活動として、サイバーセキュリティーカレッジの開催、また、民間等との連携強化のため産学官ネットワークの構築などに要する経費です。

126ページ、5交通安全の推進、交通安全施設等整備事業ですが、交通管制中央装置の更新や信号機の新設等の交通安全対策に係る経費です。新規事業の高齢運転者対策推進事業です。本年3月12日、明後日から施行される道路交通法の一部改正に伴い、75歳以上の運転者が一定の交通違反行為を行った場合に実施される臨時認知機能検査に要する経費や運転適性相談などに医療的な側面から支援するため、運転免許センターへ保健師等の嘱託職員を配置しようとするものです。

139ページ、くらしの向上〔くらしやすいまちづくり〕の2人権を尊重した社会づくり、犯罪被害者支援対策事業です。警察本部所管の事業としては、新規事業となる犯罪被

害者に対するカウンセリング費用等の公費負担や犯罪被害者の安全確保のための遠隔操作カメラの整備などに要する経費です。

続きまして、条例案についてご説明します。「平成29年2月県議会提出条例」の11ページ、奈良県警察職員定数条例の一部を改正する条例です。これは厳しい治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定数の見直し等を行い、所要の改正を行おうとするものです。具体的には、先ほど予算案の概要でも触れたとおり、ストーカー、DVをはじめとする人身安全関連事案の対策や国際テロの脅威等、我が国を取り巻く国際情勢の変化への的確な対応を図るため、警察官10名を増員するほか、警察官が育児休業から職務に復帰した場合において、警察官の人数が定数を超えることとなるときに、復帰の日から1年を超えない期間に限り、その超えることとなる人数の警察官を定数外とすることができる旨の規定を設けるものです。施行日は、本年4月1日を予定しています。

警察本部所管の提出議案の概要は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○森山委員長 ありがとうございます。

以上をもって議案の説明を終わります。

次回3月13日月曜日は、午前10時より歳入、総務部、警察本部の審査を行いますのでよろしく申し上げます。

これで本日の会議を終わります。